明治期における神社の廃合の経過と影響

--- 中国地方一山村における事例研究 ---

華園聰

麿

、はじめに

みならず、地域社会の歴史的・伝統的な宗教体制を大幅に改変し、宗教的・道徳的価値観にも根本的な変更を加える 影響を明らかにすることを目的とする。神社の廃合は国家イデオロギーの普及・浸透の有効な手段として機能したの 神社の廃合、即ち廃社と合祀、もしくは再編の具体的な実施経過、並びにそれが地域社会に及ぼした宗教的・社会的 の実態に即しながら、この政策の意味を浮彫りにしたいと思う。 ものであった。ここでは、このような神社の廃合とその反響を、信仰現象における変化として捉え、人々の信仰生活 範且つ深甚なる影響を与えたものとして、多元的な視点から研究対象とされてきた。本論はその政策のうち、とくに 明治期の国家権力による宗教政策、とりわけ神社政策は、近代日本の政治、社会、 思想などの中心的文化領域に広

教性をめぐって見解の相違も生ずるであろうし、実際に生じもしたが、神社神道というその現実的表象形態に即して の実効を示そうとしたのが神社神道であった。この場合、国家イデオロギーをそれとして抽出して論ずれば、 言うまでもなく、国家イデオロギーが神社を場として、またはそれを媒介としてみずからを具象化し、国民的支配 その宗

み、その固有の信仰と行事を、時には駆逐し、時には懐柔して、結局はそこをおのが根拠としてしまったのであり、 イデオロギーは、 歴史的に形成された固有の信仰内実と伝統行事を有する神社信仰に、 いわば割り込む形で 入り込 みるならば、それはまぎれもなく人々の宗教生活に関わりをもつものであった。言いかえれば神社神道としての国家 このことにより必然的に神社そのものの性格の変化、そして神社と不可分の宗教的観念、たとえば神観念や祭り、祈 御利益などといった観念の変化をも生じざるをえなかったのである。このような事実は、 ひとまず宗教史

に属するものとみなしてよいであろうし、本論はつとめてそうした事実に注目するつもりである。

影響を理解し、且つ再構成するものであるが、もとよりこのような方法論が要求のすべてに応えるものでないことは めなければならぬであろうし、してみればいま何よりも必要なのは、比較や一般化のための事実やデータをふやすこ 態報告を試みることとする。「現在、「神社整理」の村落次元での事例研究はきわめて少ない」という状況は率直に認態。 (2) 本研究もそれらに導かれたものであるが、ことでは主としてインテンシヴな観点に立って、特定の地域についての実(1) とであると考えられるからである。本論の方法論は、行政文書や行政記録の分析を通して、神社の廃合の実態とその 右のような、 神社の廃合を地域社会の生活実態と関連させた研究領域には、既にすぐれた業績が蓄積されており、

後にこの地域の神社は一社を除いて、(3) 対象として選んだ地域は、現在の島根県飯石郡掛合町であり、その選択の理由は、関係史料に比較的恵まれている 神社の廃合がかなり徹底的に実施されたこと、そしてそれに対する反応に興味ある事実が見出されたこと、最 すべてが、いわば典型的な村落型=産土神信仰型であり、 他の地域と共通する

断わるまでもあるまい。

書指令終(波多村) 本論で利用した文献史料はすべて掛合町役場所蔵のもので、主なものは布達類および社寺例規綴 社寺明細帳 (同)、庶務部社寺綴 および神社禁日神賑届(掛合村)であり、とくに最後の三点は、この地域の反応や諸事情を知る (松笠村)、 社寺部雑款 (波多村)、 社寺諸願伺届書 (掛合村外二村分)、 (掛合・波多二村

二、対象地域の概況と神社の歴史

ための好個の材料である。

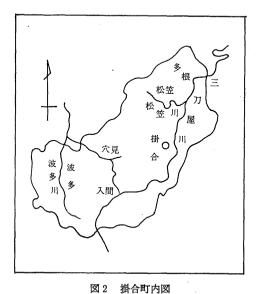
にあるが、総じて山地によって互いに隔離されたり、分散している(図2)。 波多川の流域を中心にして耕地が形成されている。主な集落は、掛合、波多、 が山林原野であり、北流して斐伊川に注ぐ三刀屋川およびその支流の松笠川の流域と、西北に流れて神戸川に合する そして西は簸川郡佐田町とそれぞれ隣接する(図1)。現在、東西一一・二㎞、南北一四・五㎞からなる町域 掛合町は島根県の東南部を占める飯石郡の中央に位置し、東は同郡吉田村、北は同郡三刀屋町、南は同郡頓原町と、 入間、穴見、松笠それに多根の各地区 の 87 %

ので、さらに昭和三○年には波多村と合併した。明治四○年の総人口は五、七七一人、戸数は一、一六○であった。(4) さいには、掛合村、多根村、松笠村と、波多、入間、穴見の三村の統合により波多村が成立した。なお、現在の掛合 笠村は第二九区、穴見村、入間村は第三〇区、そして波多村は第三二区に組み入れられ、明治二二年の町村制施行の この地域の神社に関する最も古い記録は「天平五年二月卅日勘造」の奥書をもつ『出雲国風土記』で、そこに「狭 明治期における行政区劃の推移は、まず廃藩置県に伴って藩制村は区に分けられ、掛合村、多根村は第二八区、松 昭和二六年四月に掛合村、多根村、松笠村が合併して掛合村となったあと、同年八月に町制をしいてできたも

長社」と「穴見社」の二社が見え、 前者は現在の掛合町佐中の狭長神社、 後者は 同町穴見の 穴見神社 (旧称王子

神

伝説の主人公の歴史化の程度がもっとも低く、従って「古い共通の信仰現象がなお生々しく保存せられ」ているとい めた。博士によれば、それは神もしくは神格の遊幸に対する信仰であり、なかでも出雲国風土記所載の伝承は、遊幸(6) 社) にそれぞれ比定されている。(5) かつて堀 そとに驚くべき類型を発見し、その類似性のよってきたる根源を「さらに根深い共通の信仰心理と精神」 一郎博士は、常陸、播磨、 出雲の三古風土記および豊後、 肥前の両国風土記を、 地名伝説の面から比較 に求



四

そこで右の文脈において同国風土記の飯石郡の個所を読むと、まず次の記事が目を惹く。 多祢の郷 郡家に属けり。天の下造らしし大神、大穴持尊と須久奈比古命と、天の下を巡り行でましし時、

を此処に堕したまひき。故、種といふ。神亀三年、字を多祢と改む。

波多の郷 郡家の西南のかた一十九里なり。波多都美命天降りましし処なり。故、波多といふ。(8)

見逃すわけにはいかない。先に引いた多祢(多根)や波多に関する記事も、このようなコスモゴニーの一端を示すも のごとくである。『出雲国風土記』においては、この種の伝承として、いわゆる八束水臣津野命の「国引き」の話が によって、何らかの形で「印づけ」られねばならない、もっと言えば「聖化」されねばならない、と考えられたもの(10) とは異るものと観念されていた。どんなに狭い範囲の地域でも、それが居住地=国となるためには、 けじ」と詔りたまふた、という伝説にも暗示されており、人間世界(国)は、そもそもの成立ちにおいて、自然世界、、 は、須佐能袁命が「須佐」に鎮座したときに、「此の国は小さき国なれども、国処なり。 故、我が御名は石木には著す。 ** 人口に膾炙しているが、さらに大規模な国造り事業としては、「神須佐乃烏命、天の壁立廻りまししき」とあるのを もたらす、という類型的認識を表わしている。 この記事は、普遍神と地域神という性格上の相違にかかわらず、神の来臨もしくは所業が人間の居住世界の開闢を 地名起源が同時に、人間の居住可能な世界の起源をも意味した 神もしくは神格

その後、 なお、狭長社も穴見社も「不在神祇官」の社であり、『延喜式神名帳』にも登載されていない。 この地域の神社に開する記録は近世まで途絶する。元禄年間の、入間村の八重山神社の 遷宮に

明治期における神社の廃合の経過と影響

のと解釈されうる

																_
	松						-	掛						多	村	
	笠							谷						袮	名	
滝	天	荒	大	王	権	若	天	勝	荒	熊	天	八	星	六		
	天神	神		子				丁明油	神十	野			原	所	神	
眀	神	八	正	権				(狭	=	権		幡	明	明	社	
神	社	ケ所	森	現	現	宮	神	長社)	ケ所	現	神	宮	神	神	名	
		刀		波		竹		**	入					松	村	
		根		多		尾			間			,	見	笠	名	
	金	剣	八	都	+.	八	山	大	天	大	八	天		荒		
	屋	大		類	=	重		歳		歳			現社	神	神	
	子	明	幡	伎		•		明		明	幡	神	一(穴	二ヶ	社	
			宮	明神		神針			神		宮	它	(穴見社)	ケ所	名	
	1T	17		4.1.		حلتو	1.1.		177	1,1,			_	1/1	<u> </u>	-
			ŀ	ح	_	心的	2	2	て わ.	1	2	h		二	7	į

ているが、断片的材料と言わざるをえない。しかしやがて享保ているが、断片的材料と言わざるをえない。しかしやがて享保ので、近世出雲国の社寺の全体像が明らかとなる。いまそのうちから対象地域に所在する神社名を抜き出してみる(表1)。ちから対象地域に所在する神社名を抜き出してみる(表1)。これを、神社の合祀の行われた明治七年の時点の所在神社(表とれを、神社の合祀の行われた明治七年の時点の所在神社(表のかな神社はすでに載せられており、この意味で『雲陽誌』は、 この地域の基本的な神社信仰を明確に示す貴重な史料と言って この地域の基本的な神社信仰を明確に示す貴重な史料と言って この地域の基本的な神社信仰を明確に示す貴重な史料と言って との地域の基本的な神社信仰を明確に示す貴重な史料と言って

三、明治初期の神社の合祀について

対象地域において維新政府の神社行政がはじめて史料の上に現われるのは、別格と合祀においてである。まずその

結果を表に示しておく(表2)。

満を抱いたものもあった。その理由は主として「旧郷」の観念と結びつけた神社の理解にあり、旧多根村の多根神社 このうち別格に関しては、掛合町佐中に鎮座する狭長神社が郷社に列せられたが、その選に漏れた神社の中には不

佐中	後松尾	松尾					原ア サ	•		ヶ		Л				ં	/	葛	ЛІ	佐		所
山裾	甩田上	畑山		山裾		坦	エトリ	· 光 寺	벡	Ш		什	ノト	原公	· 祖	する	t	畑	Ļ	ь	合材	在地
-		_	_	王		稲		金	蛭									地			13	
神		荷		子	幡		葉	毘	子	神	成				野	荷	歳大	玉	上	長		神社
				神					明		天			子			明	明		神		名
社	社	社	社	社	社	社	社	社	神	社	王	社	社	神	現	社	神	神	社			
																		_		郷社		社格
存置	明七・六・五狭長	存置	明七・六・五狭長神社へ合祀	存置		"	"	明七·六·五狭長神社	存置	"	"	"	"	"	"	"	"	明七・六・五狭長神社へ合祀	存置			存
	神社へ合祀		神社へ合祀					神社へ合祀										神社へ合祀				廃
若	お	天	松		萱	荒	天	日木	2	坊	围台	片材	∄ ∃	Η ;	大 -	下上	多	ベリ	ゾウ	棚	佐	所
	そ		笠			神			ノ !			, .				多多			メキ			在地
	ろ		村				神』					1 19				艮 根	村	-		田		
菅 原	八	大		八	照野	火	大	7	告 里 罗		矛		y	ζ:		星 多 原 根		Ĩ	Ē	大	金毘	神
	転	満		幡	對神	守	神	// 语		当 目	4	, ,	₹	F 7	憓	京 松 神		7	3	歳	莊	社
社	社	宮		社	社	社	社	춛		上社	Ł		を	Ł i	社 礼	土社		老	Ł,	社	社	名
		村社		"	村社											,村						社格
"	明七・六・二五天満宮へ合祀					明七・六・四熊野神社へ合祀	"	月七一一一四	明七・プ・丑多枯や老へ合か	月二十二五多夏申上八子口	, ,,	明七・プ・四星房神老へ 合礼	. ^		明七・六・四多艮牢土へ合汜				,	"	明七・六・五狭長神神へ合妃	存廃

表 2 明 治

初期の神社

覧

は、明治十年八月に村地誌編纂の資料として提出した同社の由緒書きの中で、

	字		宮	波	下	王.	古	穴		ナ	: #	. J	₹ ∄	終し	•		オ	殿	Щ	てん	所
"	字名不明	"		多				見	ħ.	Ž.				毛 に		滝	カ	畑ケ		のふ	在地
	_			村	-	神		村	_	占		色巾		<u></u> Т	寸 		シ	向		上	- FE
	熊		剣		穴	穴見	穴見			自多		_		八 重		滝	三	秋	荒	天	神
荷神	野神	多油	神		八	. ــــــ	天		1	, -	f ĺ	<u>.</u>	F I	Ц		神	穂	葉	神	王	社
	社		社		幡宮	神	満宮			申礼				神 社		社	社	社	社	社	名
		<i>"</i>			╁				-						-		_		_		社格
			杜		_		村社		-				1	社	_	杜					格
	明七・五				存					字角								明七・六・二五天満宮へ合祀	(不明)	明七・六・二五天満宮へ合祀	
"	五.				置	-				堂 哆	F						"	六二	55	六二	存
	剣神																	五天		五天	
	剣神社へ合祀																	満宮		満宮	廃
	合祀																	へ合品		へ合品	96
										_	771		-					作品	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
			2	1	注	,,	"	,,	,,	(字名不明)	刀	"	町	"	"	"	(字名不明)	郷	"	(字名不)	所在
		一社寺	一神祠	境内抗	記					不明)	根		r-J		-		不明)	APP.		不明)	地
		社寺明細帳波多村役場」	神祠堂庵解除合祀一途」、	境内社を除		金	大	大	荒	塞		秋	Ξ	荒	塞	荒	柄	八	志	Щ	神
		帳波	解除へ	ζ,		屋	山	歳		ماسات	ملساد	葉	保	ماسان	ملسام	ملط	栗	imi	許斐	,	''
		多村盌	冠 祀一			子神	神	神	柙	神	們	神	神	秤	神	秤	神	幡	山	神	社
		場	途(社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	宮	神社	社	名
		により作成。									村社							村社			社格
		作成	部社							明七		明七	存				明七			明七	
		Ó	庶務部社文書、			"	"	"	"	•		明七・五	置	. ,,	"	"	五五		"	五五	存
										五刀根剣神社へ合祀											
			松笠村役場」、							剣神		三保神社へ合祀					八幡宮へ合祀			劔神社へ	
										仕へる		仕へる					へ合記			へ合祀	廃
			•							品		石					心			Λ□	

(略) 多根ノ郷ト云ヘルモ啻ニ多根一村ノミナラス、今吉田・懸合・松笠・須所・坂本・乙加宮・里坊・根波・

別所九箇村ナリト見ユ。然ルニ過ル明治五年之御改ニ郷社之社格ヲ被削一般之村社ニ被列云々

が記載されているが、そこには 明治十二年十二月に調製された波多村の神社明細帳には同村の剣神社 (男治二五年に波) の由緒

本社ハ獅子・八神・志津見・角井・入間・都加賀・刀根・波多ノ各村ノ総社ナリ。就テ本村仙道八ケ村波多郷ト

称セリト棟札ニ記スル所ナリ

の表われとみることができよう。(12) とあり、ここにも村社扱いに対する不適意が読み取れる。やがて明治二六年にこの神社が昇格を出願するのも、それ

事実と関連する限りでの国家の神社政策の主な推移を見ておくことにしたい。 反映して、いったん合祀・解除された神社が公式・非公式に復旧・再興された例が見られた。そこでまず、こうした 一方、合祀に関しては、そもそも中央政府の施策遂行の過程に紆余曲折のあったことが、対象地域にもさまざまに

迄精撰補任」する制度に改める、というものであった。(13) 世襲は「祭政一致ノ御政体ニ相悖リ其弊不尠」るがゆえに、「伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル 布告を発した。それは「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニシテ一人一家ノ私有ニスペキニ非ザル」ものであり、従って社職の まず、祭政一致を国家の基本体制と定めた維新政府は、明治四年五月十四日に、祭祀権の掌握を宣言する劃期的な

まり別格を行うとともに、他方では「淫祠」の廃止に乗り出した。この場合「淫祠」の定義はとくに付されてはいな(4) いが、おそらく明治二年三月五日付の松江藩伺に対する左の回答が考慮されていたと思われる。 次いで政府は祭祀機関としての神社の整備に着手し、一方では官国幣社の選定と府藩県社および郷村社の指定、つ

 $\overline{\circ}$

その対象とされた神社は「別段ノ由緒格式等モ無之社寺ニテ従来及衰頽永続難渋ノ向等廃合ノ所分允当ニ全ルノ分」 やがて明治五年に社寺関係の事務が教部省に移管されるのに伴い、神社の整理も同省の所管事項となり、(16) 神典正史ニ被載候諸社ハ勿論所由アリテ禁来候霊祠等ハ淫祠ト申間敷筋ニ候事(ほ) そのさい

と規定され、その処分は教部省の専決事項とされた。(17)

は ところがこの整理事業は、地方行政のレベルにおいて足並みがそろわず、これを調整する必要が生じた。その事情

社寺廃立ノ儀ニ就テハ(略)往往地方官ニ於テハ其主旨ヲ誤解シ専ラ廃合ヲ而已主張勧誘致シ区区ノ取計等モ有

というものであったために、そこで教部省は改めて次の達書 (第六号府県)) を出して、整理の基本方針を示したので

取糺シ廃合之適宜ヲ斟酌シ詳悉調書ヲ以テ当省へ可伺出事ニ候条各地方庁区区之処分無之様可致候事(ユタシ 従来氏子等モ無之社殿頽敗シ無檀無住ニテ堂宇破壊シ又ハ小社小寺ニ付永久取続之目途無之分ハ諸般故障之有無 神社寺院合併等之儀者事由明細取調教部省へ可相伺旨第百四号布告有之候右ハ強テ合併可致トノ御旨意ニハ無之

しかし、これによっても事態は改善をみず、ついに二年後の明治七年には、神社の合併をすべて差止める次の達書

(号府県) を出さざるをえなくなったのであった。

社寺廃合之件ニ付テハ壬申ガ当省第六号ヲ以相達候趣モ候処諸神社之儀往往由緒民情ニ不関地方官見込ヲ以合

合併之儀ハ一切差止候尤社殿頽敗永続之目途不相立難止事情ニテ最寄人民受持神官ヨリ遷座合祀願出候分ハ由緒 併伺出或ハ該庁限リ処分致候趣届出候向モ有之不都合之次第ニ候条自今縦と郷村社以外ニテ無氏子ノ分タリトモ

並社地建物等委詳取調願書ヲモ相添其都度可伺出此旨相達候事

但合併伺済之分タリトモ未タ著手不致向ハ処分見合更ニ民情篤ト取糺保存之志願有之神社ハ決テ合併相成候条

人民望ニ任セ其旨当省へ可届出候事(20)

だけに慎重な配慮を要するという判断が働いたとも考えられるのである。因に神祇官は明治三年十一月に、神社改革 のための「官社以下定額及神官職員規則」の原案を上申するに当って、中央および地方の双方の官僚が互いに「迷 かし別の角度からこれをみれば、現実の神社およびその信仰の状況が千篇一律の処置を許さぬほど複雑であり、それ この達書では合併停止の理由を**、**神社の由緒や民情に対する地方官の無理解と独断による不都合にみているが、し

府県社ハ一府一県ニー社ト定メ其已下ハ御社ニ準シ可申哉

い旨の慎重な態度をも示しており、そして現に府県社の指定にさいしても、大蔵省が(タン)

惑」しないためにも、「大綱」を立てることが先決だとしながらも、

しかし「追追各地ノ難易ヲ察漸漸改革ヲ遂申度」

と問合わせた (五年二)のに対して、神祇省が

府県社ハ一府一県ニー社ト定メ候儀ニ無之土地柄ニ寄候テハ二社乃至三四社モ可相定見込ニ候

と回答しているのである。(22)

民情を尊重し考慮する立場とは相容れないわけで、政府の方針はしばらくこの二つの立場の間で動揺を見せている。 しかし、言うまでもなく、「各地方庁区区之処分無之様」に一律に処置することと、 各神社の由緒 および

ようとするものであり、たとえば社寺の規模や体裁に開する島根県の伺 (十一年十) に対しては 社寺の創建、再興、復旧の許否に関わる権限を府県に与えた。これは、いわば各地の実情に沿った社寺行政を実施し たとえばそれは、社寺の創建、再興、復旧の許否権をひとたび地方庁に与えながら、ほどなく再び内務省の手に取戻 していることのうちに現われている。 即ち政府は、明治十一年に、内務省達乙第五七号で「社寺取扱概則」を制定し、

建物坪数定限無之其県見込ヲ以テ定メ苦カラス

という回答がなされている。(23)

社寺の創建等の取扱いは「主務ノ省へ稟請シテ後処分スベキ」事項とするよう提案している。即ちその伺によれば、 ところが、それから二年経った明治十三年には、内務省みずから太政官に伺を立て、 社寺濫立への危惧を理由に、

明治十一年に「社寺取扱概則」を公示して以来、

リ歳月尚浅キモ既ニ夥多ノ増加ヲ致シ此上数年ヲ経過セハ更ニ高数ニ上ルハ必然ニシテ弥将来維持ニ堪へ難キノ 係ルモノ百六十三公称ニ係ルモノ二十六通計四百九十八 寺院百八十九 個ノ増加ヲ致セリ是皆信仰ノ帰スル 月迄一周年ノ景況ヲ検案スルニ神社ノ創立再興ニ係ルモノ二百二十公称ニ係ルモノ八十九寺院ノ創立創立再興ニ 既ニ二年有余ノ星霜ヲ経過セシヲ以テ追追各府県ヨリ処分済申牒スル所ニヨリ今試ニ去十二年七月ヨリ十三年六 ルト雖モ一ツハ以軽易ニ流レ濫立ノ弊居多ナルヨリ生スル所ト存候(略)去十一年一朝俄ニ府県ニ委セラレシヨ 所ニヨ

と述べられている。その結果、明治十三年十二月十三日付の第六一号府県達書により内務省の具申が法制化され、 創

建等の許否権を再び内務省が握ることとなり、いわば中央集権的な体制に逆戻りしたのであった。

堂庵合祀被申付日切受書」を相添えて、五月二十八日に島根県大属星野輝資が巡回した折に、閲覧に供している。 (26) いたが、島根県の方針はこれには左右されずに遂行されたことになる。 かるに既にふれたように、ちょうどこの時期は、教部省の第二三号達書により一切の合祀が停止される直前に当って これらの地域のうち、掛合村と多根村を含む第二八区では、同年五月に「神祠堂庵取調帳」を作成して、存置および(25) 合祀すべき神祠を選定し、次いでそれぞれ六月五日をもって合祀することを承諾した神祠の持主および総代の さて、本論の対象地域においては、明治七年の五月から六月にかけて 集中的に 合祀が行われている (表2参照)。

に第二八区と第二九区 (松笠) の神社については、その所属を示す史料があるのみである。この所属は、素朴な意味に る。これを表るに示しておく。 おける信仰圏を意味するとも解釈されるもので、神社の存廃の根拠を考えるさいの一つの指標とみなすことができ この時の合祀の対象とされた神社がどのような実情、実態を呈していたかを伝える十分な史料はなく、ただわずか

との表から、さし当り次の四点が指摘されうるであろう。

けでもないようである。 る。もとよりこの (個人持)か集団(組持・町持)か、によって規定されているわけでもなく、また神社の 体裁によって 区別されたわ - この時期において合祀の対象とされた神社は別格社以外の神社であり、「神祠」の 呼称で 表わされたものであ 「神祠」の観念は明確さを欠いている。それは護持者 (氏子ないし信徒) によって、 先に指摘したように、明治十一年に制定された「社寺取扱概則」においても、まだ規模や結 つまり個人

構に関する規定はなかったからである。

右の神祠を合祀した理由も不明である。 明治期における神社の廃合の経過と影響 明治五年の教部省達第六号の規定、即ち「社殿頽廃」および「小社小寺ニ

石			吉	上		木	Ξ	中	上	芦	貝	Ξ	·	一首			木	土	杉	梅	=	吉	所
			田	ŋ	"		田		ŋ			田	ン			"					田	田	在
神	木	4	町	奥		下	原	島	奥	谷	崎	原	F	谷			下	井	戸	木	原	村	地
石			恵	天	秋	大	関	金	内	金			大	八:	杵		八	吉	高	稲	八		神
神			美		葉	歳			潟	屋	"	"	歳	: 幡	築		幡	野	毛	荷	幡		祠
壮					計	計	• •	714-	糾				壮	· 倍	*	神分	守	計		삵	侼		名
_		-		_	724	711.	711	711	71.	71.								111.					存
				"	"	"	"	"	"	"	″	"			"		"	"		•			
																化			置	卍	置		廃
			持	潟		"	歩	金崎		田部	三島	木	大島:	組持	田部	右八	"	"	"		持		
酮			惣代	社 境	"	•.	総代	平四	″	長右	長五	仏次	切市	1 1 1 1 1	長右	幡宮				"	惣代		所
			汀	内田		森山	大島	郎持		衛門	郎持	持分	・持・分	: 銷	衛門	内	111		田部		大島		
			林二	部家		勝次	覚四	分		持分	分			為市	持分	にあ	勝次	与	長右		覚四		===
			郎	持分			郎			,,				.,	, , ,	ŋ		郎	衛門	•	郎		属
																					~		
原フ +	, }-	浄	町	7		Ш	森	井	中			首	蒽	Ш	掛	榎	行	中	槇	廻	清	Ш	所
		光			大		1	原							合	垣			1				在
		寺	内		向	付	上	谷	袓	12	^ -	下	畑	上	村	内	屋	谷	元	田	水	原	地
毛	K	金	蛭	荒	来	権	八	金	熊	稲	7	k				金	大			荒	杵	大	神
		_	子		成			屋	野				玉			屋		成	穂				
勇	E	毘	明	神	天	垷	幡	子	権	荷				上		子	仙	天	関始	神	築	葴	祠
產	Ł	羅	神	社	王	社	社	神	現	社	-	•	神	社	ļ					社	社	社	名
		合	存										合	存		-						合	存
		祀	置	"	#	"	"	"	"	"	,		祀	置		"	"	"	"	"	"	祀	廃
Ų	隻	宗	町	組	田	石	景	部	組	谷		ļ	自	組		高	高	影	白	松	阿		
支援	刀肋	円寺	持惣	持惣	部長	飛紋	山竹	民持	持惣	口	7	竜烏	築文	持惣		橋善	橋愛		築	原	郎	Щ	
<u> </u>	产	受	代	代竹	右衛	造持	五郎	惣代	代谷	五郎	<u></u>	fi 急	十郎	代板		太持	次郎	四郎	蔵持	四郎	吉持	蔵持	所
5	÷		"	下井	門持	分	持分	山口	美口.	持分	フ	· 大	持分	垣字		分	持分	持分	分	持分	分	分	
				太郎	分		/3	助	五郎	/3	j H	告告	/4	兰郎			/3	/3		/3			属
				NI				郎	N		1	ž		ᄱ									
	神石神社存置村祠 原丁二三元 多名 、 ※※##四#	神石神社存置村祠 『サゴトリ秋葉社』	神 社 存 置 村 祠 『アサエトリ 秋 葉 社 ″ 渡辺勘平持 浄 光 寺 金 毘 羅 合 祀 宗円寺受	神 石 神 社 存置 村 祠 アナエトリ 秋 葉 社 ″ 渡辺勘平持谷宇山村 田 町 恵 美 光 寺 金 尾 羅 合 祀 宗円寺受 田 町 恵 美 名 社 中 市<	神 石 神 社 存置 村 祠 万十二十月 秋 葉 社 ″ 渡 田 町 恵 美 須 社 存置 町持惣代堀江林二郎 町 内 蛭 子 明 中 百 町 り 奥 天 王 " 内湯社境内田部家持分 塩ケ平山裾 荒 神 社 " 組	神 石 神 社 存置 村 祠 アサエトリ 秋 葉 社 ″ 渡辺勘平谷宇山村 田 町 恵 美 須 社 存置 町持惣代堀江林二郎 町 内 蛭 子 明 神 社 ″ 組持惣代 財 東 大 工 工 川 次 大 工 工 組持惣代 東 大 大 大 大 大 大 大 大 大 工 工 田部長右	神 石神 社 存置 村祠 アサエトリ 秋葉 社 『 渡辺勘平谷宇山村 田町 恵美須社 存置 町持惣代堀江林二郎 町内 蛭子山裾 荒神 社 『 田部長右 田町 恵美須社 存置 町持惣代堀江林二郎 町内 蛭子山裾 荒神 社 『 組持惣代 工 大歳 社 『 小湯社境内田部家持分 塩ケ平山裾 荒神 社 『 田部長右 工 大歳 社 『 本山勝次 川 付権 現 社 『 石飛紋造	神 石神 社 存置 村祠 村祠 アナエトリ 秋葉 社 " 渡辺勘平谷字山村 町町 恵美須社 存置 町持惣代堀江林二郎 町内 蛭子山裾 荒神 社 " 石飛紋造 町町 原 社業 社 " 和指総代大島賞四郎 森 ノ上 八幡 社 " 石飛紋造 中間 原 社 " 組持総代大島賞四郎 森 ノ上 八幡 社 " 景山竹五 田原 関 明 社 " 組持総代大島賞四郎 森 ノ上 八幡 社 " 景山竹五 田原 関 明 社 " 組持総代 " 日前長右 中 大 歳 社 " 日前設 日本 大 歳 社 " 日前設 日本 大 歳 社 " 日前設 日本 大 歳 社 " 日前総 日本 大 議 社 " 日前総 日本 大 議 社 " 日前総 日本 大	神 石 神 社 存置 村 祠 大 東 社 " 渡辺勘平谷宇山村 田 財 恵 美 社 " 内場社境内田部家持分 塩、ケ平山裾 元 中 社 " 石飛紋造田、原 財持物代期江林二郎 町 内場社境内田部家持分 塩、ケ平山裾 元 中 社 " 日部長右 田 財 財 株 東 社 " 日部長右 市 大 市 社 " 日部長右 田 財 財 市 大 市 大 市 社 工 日部長右 日 財 市 <td>神 石 神 社 存置 村 河 中 中 社 東 社 工 渡辺勘平持分 中 中 社 東 社 工 渡辺勘平持分 中 中 中 社 東 社 工 渡辺勘平持分 中 中 本 上</td> <td>神 石 神 社 存置 村 河 万十二个 秋 葉 社 " 渡辺勘平持分 中 田 町 恵 全 足 平 社 " 組持総代公司 中 租 照 町持惣代 中 租 照 町持惣代 中 租 照 田 町 市 市 社 " 会 工 日 市<!--</td--><td>神 石 神 社 存置 村 村 元</td><td>(日) 取 (日) 取 <</td><td>(本) (本) (本)</td><td>神 石 神 社 存置 村 利 所 表 社 工 表 工 表 工 表 工 表 工 表 工 表 工 工 表 工</td><td>神 石 种 社 存置 村 村 市 中 社 中 社 中 日 工 上</td><td>(本) (本) <th< td=""><td>神 石 神 社 存置 村 利 本 上 社 企 (2) 上山村 (2) 上山村 (3) 大山村 (4) 八 (4) 八</td><td>(分字山村) 市 社 会量子神社 合 社 の場とでいる。 の場とでいる。 は の場とでいる。 のまとのでいる。 のまとので</td><td>神 石 神 社 存置 村 村 前 社 平 本 社 平 本 社 平 本 基 社 平 本 基 社 平 本 基 社 平 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 上 工 本 上 上 工 本 上 上 工 上 上 上 工 上 上 工 上 工 上 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工</td><td>本 稲 荷 社 存置 村 祠</td><td>田 原 八 幡 宮 存 置 村祠 で</td><td>田</td></th<></td></td>	神 石 神 社 存置 村 河 中 中 社 東 社 工 渡辺勘平持分 中 中 社 東 社 工 渡辺勘平持分 中 中 中 社 東 社 工 渡辺勘平持分 中 中 本 上	神 石 神 社 存置 村 河 万十二个 秋 葉 社 " 渡辺勘平持分 中 田 町 恵 全 足 平 社 " 組持総代公司 中 租 照 町持惣代 中 租 照 町持惣代 中 租 照 田 町 市 市 社 " 会 工 日 市 </td <td>神 石 神 社 存置 村 村 元</td> <td>(日) 取 (日) 取 <</td> <td>(本) (本) (本)</td> <td>神 石 神 社 存置 村 利 所 表 社 工 表 工 表 工 表 工 表 工 表 工 表 工 工 表 工</td> <td>神 石 种 社 存置 村 村 市 中 社 中 社 中 日 工 上</td> <td>(本) (本) <th< td=""><td>神 石 神 社 存置 村 利 本 上 社 企 (2) 上山村 (2) 上山村 (3) 大山村 (4) 八 (4) 八</td><td>(分字山村) 市 社 会量子神社 合 社 の場とでいる。 の場とでいる。 は の場とでいる。 のまとのでいる。 のまとので</td><td>神 石 神 社 存置 村 村 前 社 平 本 社 平 本 社 平 本 基 社 平 本 基 社 平 本 基 社 平 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 上 工 本 上 上 工 本 上 上 工 上 上 上 工 上 上 工 上 工 上 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工</td><td>本 稲 荷 社 存置 村 祠</td><td>田 原 八 幡 宮 存 置 村祠 で</td><td>田</td></th<></td>	神 石 神 社 存置 村 村 元	(日) 取 <	(本) (本)	神 石 神 社 存置 村 利 所 表 社 工 表 工 表 工 表 工 表 工 表 工 表 工 工 表 工	神 石 种 社 存置 村 村 市 中 社 中 社 中 日 工 上	(本) (本) <th< td=""><td>神 石 神 社 存置 村 利 本 上 社 企 (2) 上山村 (2) 上山村 (3) 大山村 (4) 八 (4) 八</td><td>(分字山村) 市 社 会量子神社 合 社 の場とでいる。 の場とでいる。 は の場とでいる。 のまとのでいる。 のまとので</td><td>神 石 神 社 存置 村 村 前 社 平 本 社 平 本 社 平 本 基 社 平 本 基 社 平 本 基 社 平 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 上 工 本 上 上 工 本 上 上 工 上 上 上 工 上 上 工 上 工 上 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工</td><td>本 稲 荷 社 存置 村 祠</td><td>田 原 八 幡 宮 存 置 村祠 で</td><td>田</td></th<>	神 石 神 社 存置 村 利 本 上 社 企 (2) 上山村 (2) 上山村 (3) 大山村 (4) 八 (4) 八	(分字山村) 市 社 会量子神社 合 社 の場とでいる。 の場とでいる。 は の場とでいる。 のまとのでいる。 のまとので	神 石 神 社 存置 村 村 前 社 平 本 社 平 本 社 平 本 基 社 平 本 基 社 平 本 基 社 平 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 本 上 上 工 本 上 上 工 本 上 上 工 上 上 上 工 上 上 工 上 工 上 上 工 上 工 上 工 上 工 上 工	本 稲 荷 社 存置 村 祠	田 原 八 幡 宮 存 置 村祠 で	田

堀	牛	梅	田	大	: 多	5	ベッリウ		扔	佐	佐士	後松!		前	郡	郡	所
	1			徳	桂	Ę	, , 3	₹			中山	尾田	尾畑	松	Щ	石	在
田	首	原	頭	庵	木	†	В		Ħ	中	裾	上	中	尾	裾	原	地
春			火	Ξ	Ē		竜	7	t	金	天	権	稲	秋	王	八	神
日	"	"	宋	稅	ij		宮	j	裁	毘羅	神	現	荷	葉	子神	幡	祠
社			社	社	:		社	. 1	生	社	社	社	社	社	社	社	名
"	"	"	//	仺	ř	Ì	"		,,	合	存	合	存	合	存	合	存
				祀	<u>;</u>					祀	置	祀	置	祀	置	祀	廃
"	吾郷虎七持分	白築文重郎持分	太田福助持分	旧神官屋敷	1		板垣忠右衛門持分	5	与 藥所太郎寺分	秦真寿美持分	無税地	白樂文十郎藤原定市特	組持惣代板垣忠右衛門	白築文十郎持分	無税地	佐藤定蔵持分	所属
		注	T:	才	殿	Щ		若	*		公	持分	門一天	日	松		所
	役場」	記		カ	畑ケ		んの		7	- 4	左	神			,	芝	在
	K	神祠	. .	シ	向	崎	上	宫	7	· 1	4	広	神	焼	前		地
	よ り 作	堂庵		=	秋	荒	天	菅原	Ï	(火	天		若	野味	神
	成。	. 🗆	7	憓	葉	神	王	天	車	Š		守	神	"	宫	宿	祠
		祀一途	1	土	社	社	社	神社	を	Ł		社	社		社	祢 社 	名
		お		"	合	余	"	"	1	ì		"	"	"	"	合	存
		よび			祀	明			礼	3_						祀	廃
		「庶務部社寺文書、松笠村	11/11/11/11	坂特長五郎特分	無税地須山政助	田部長右衛門持分	無税地石橋倉次郎	三浦為八持分	無形其日音長右衛門	绝过于将是 可		田部長右衛門持分	"	"	村中持分願主石飛紋十郎	安井千重郎持分	所属

付永久取続之目途無之分」に該当したのかどうかを示す史料は存しない。(27) る御垣社の祭典への衆庶参拝の是非を確認する伺が、同区の戸長・副戸長より県に出され、その結果 合候」という理由で禁止されることになる。この問題をめぐっては、第二八区吉田村の富豪田部長右衛門宅地内にあ(恕) の意向であり、やがて「私邸内等ニ自祭スル神祠仏堂へ 衆庶参拝」することは、「自然一般社寺同様之姿ニ 相成不都 口、個人持の神祠は例外なくすべて合祀の対象とされた。神社を公共の崇拝対象とみなそうとすることが時の政府

家之鎮守祠へ衆庶参拝ハ不相成事

という回答が示された。 (23) 但平素懇親之もの相招候ハ不苦候事

る。 三年一月調の神社明細帳に「無格社」として登載されており、その「崇敬人」の数をみると、河上社 (社上) が二五一 社がほぼ原則的に存置され、民谷宇山村では一村で一社が存置された。掛合村では存置された神祠はすべて、明治十 んこの条件下にあったすべての神祠が同じように処置されたのではなく、吉田村や掛合村の場合には、一字につき一 曰、「存置」の扱いをされた神祠は、組持、町持のものあるいは「無税地」に 奉斎されたものに 限られた。もちろ 恵美須社 (蝦神) が二二九人、天準宮 (天神) が十人、速玉社 (神社) が九一人、それに稲荷社が二三〇人となってい

松笠村および多根村の場合、別格社以外の神祠はことごとく合祀された。

特別の祭儀が営まれもしているからである。 べてのケースが円満且つ順調に運ばれ、あとに何らの問題も残らなかったというわけでもなかった。それというの さて、次に合祀に対する地域住民の反応に目を向けてみると、積極的な反対運動は記録されていない。さりとてす なかには公式に復旧した神社もあれば、非公式に再興されたものもあったし、そのほか合祀された神々のために

まず、入間村大畠に鎮座する須貴守神社は、神社明細帳 (十二月調)によると、

明治年間神社御改正ノ際解除シ其後信徒ノ情願ニ依り同十二年三月許可アリ復旧ナリ

とあって、正式の手続きを経て再興されたことがわかるが、この措置は、その時期から推して、おそらく先にふれた

が桁一間三尺梁一間三尺であり、信徒数は二二人と記録されており、また由緒として次のことが記されている(帳細)。 「社寺取扱概則」の第一条に基づくものと思われる。復旧当時の同社の規模は、境内五坪、本殿は一尺五寸四方、 拝殿

控神官春日千登勢方ニ有之、 往昔幾年ノ創建ト申義不詳、尤宝暦十四年申二月旧藩江差出帳簿ニ飯石郡穴見村本間弥平治成者祭祀長タルノ記 然レトモ衆ロニハ未ダ以前良古昔ヨリノ尊社ト申伝アリ(略

のであったに相違ない。(30) 年に無檀無住ノ堂庵の廃合の示達により、その霊体は本堂たる同村の長寿寺に合祀された。 模の堂に祀られていた聖観音は、俗に 千箭観音と 呼ばれる、「人民共有ニシテ衆庶信向ノ仏像」であったが、 神ではないけれども、この時期の庶民的信仰の実態を示すものとして見すごすわけにはいかない。 になって出されたが、小社小寺といえども、そこに精神生活の拠り所を求めてきた人々にとってはかけがえのないも い出た、 田谷三十六戸の者が同心して、堂宇修繕はもとより維持費を支弁し、永遠保存の方法を講ずるので、 自他冥助ヲ祷ラハ昨年ノ如キ大旱魃ノ 際患難モ亦免カル可キヤト 興復奉祀ノ念頻々トシテ止マス」。それゆえに大吉 レンコトヲ祈ルト雖トモ其験甚薄キヲ覚へ随テ人心ノ信仰ヲ欠クヲ以テ専信ノ徒以為ヲク従来置祀ノ千箭ニ興復シ以 日に島根県に提出された「千箭観音保存願」および「同副書」によれば、吉田村字大吉田千箭に桁行三間梁二間の規 五穀豊饒・子孫繁殖・疫病退除に霊験あり、という理由で再興された吉田村の千箭観音堂のケースも、 なおこの神社は、 とその事由が述べられている。「堂宇復旧願之趣聞届」という 県の 回答は、ようやく明治十二年三月二八日 明治末期にも同村の天満宮に合祀されるが、 神の不機嫌を理由にまたもや旧地に戻されてい しかるに 明治十年八月二七 再興の許可を願 「爾来禍害ヲ免 信仰対象は 明治七 . る。

そのほか、右のような正規の手続きを踏まずに、 明治期における神社の廃合の経過と影響 いつの間にか復興されたとおぼしき事例がいくつかあり、 一七

ことながらそうした神社は明細帳には載せられていない。

まず、 現在掛合町掛合字平岩(塩ケ平) の岡田敬吉氏近くの山に祀られている「荒神さん」 (伝えられる) は、六三

に合祀された「荒神社」(組持惣代竹下荘太郎)である。そして右 に効くと信じられているものであるが、これは明治七年に狭長神社



奉納された幟 いたことが判明するのである。ただし、 郎)が保管されており、少なくとも解除十年後には祭祀が復活して の岡田氏宅には、明治十七年八月二八日にこの神社に奉納された幟 (写真参照)と明治二九年十月に 寄進された 鼕

松笠村が模範町村に選ばれたさいに編集された『松笠村事蹟』(村役場製)の一文に

もとより、言い伝えもない。

この復興にまつわる史料は

(寄進者は 岡田吉五

明治三十五年八月十四日村内字天王ト称ス所ノ小祠ノ夜祭ノ賑トシテ (略

りが復活したという言い伝えがある。 も「来阪神社」として祀られていて、三月と九月の十一日に祭礼が営まれている。 とあるこの「小祠」は、まぎれもなく明治七年に村社天満宮に合祀された「てんのふの上 この社には病気の流行を契機に祭 天王社」であり、

さらに、『掛合村誌』 (矢正十五) に

にして、六十年前には非常に盛なりしものゝ如く、慶応年中には幟も拾数旒を奉納し、露店を出し、 上地下には簸川郡矢尾の天王を勧請せる天主山なるものあり、 これは大向の常次中屋の定太郎発願 17 町よりも多 カン かるもの

数の来拝ありて繁昌せしものなり(ページ)

た 置の理由だったのであろうか。なお、これらの天王社はいずれも出雲市矢尾町の来阪神社より勧請されたものであっての理由だったのである(31) 奪うこととなった。思うにこの神は個人的な勧請神であり、産土神的な共同信仰の対象ではなかったことが、 よれば、合祀の当時との社はかなりの信仰をあつめていたことが知られ、結果としてこの合祀は人々から信仰の場を れた下大向の「来成天王」にまちがいなく、これまたいつの時点でか復興されたものと思われる。 とある中の「天主山」は、「天王山」の誤植と思われるが、そうとすればこれも同じく明治八年に狭長神社に合祀さ しかもこの記事に 右の処

はないし、またそれをめぐるトラブルの有無についても、何ら知る手がかりは存在しない。 これらの神社の復旧および祭礼の執行に関して、とくに行政や治安の当局より何らかの措置がとられたという記録

名および勝部健一社掌より掛合警察署宛に出された「七座神賑願」 を鎮撫するためらしい祭礼が営まれたことで、明治十五年十一月二三日付で波多村剣神社の氏子惣代本間伊太郎外二 神社の合祀に対する地域住民の反応には、以上のほかにもう一つ注目すべきものがあった。それは合祀された荒神 には、その主旨が次のように記されている。

従来本村各所森林等ニ祭祀セシ荒神維新後明治六年ノ度当村社剣神社へ合祀有之候処今般村中協議ノ上来ル廿五

日社前ニ於テ郡内各村神官教導職ヲ招シ七座神楽勤行仕度 (略

明治六年に合祀が行われたという記載については、 の神賑行事が営まれたことの背景には、崇り神としての荒神の性格が思い合わされてよいであろう。 いわゆるカマド神として祀られるもののほかに、持山や背戸の山地に地荒神として祀られるものがあり、(32) 他に記録がないので確認できないが、ともかく荒神のために特別 当地方における

九

まち家人の身体に故障を生じたことがあったという。(34) たという。また荒神は槇・榊・杉・楢・柊などの樹木に祀られることが多く、その木を伐ることは厳しくタブー視さ(33) れている。現在の掛合町上多根の加藤光市氏の話によれば、自宅の背戸山にある荒神の槇の木を切ったところ、たち の八日市にある土手荒神の境内に遷座したところ、三日市の地区に不幸が相次ぎ、再び三日市の元の社地に祀り直し 原郡の木次町でも、 その観念としては、牛荒神のような家畜の守護神(職能神)とともに、土地の守り神とみなされることが支配的であ 従ってこの神は土地と強く結びつき、移動を好まず、 遠くは隣りの佐田町からも願掛けに来るということである。 町内の三日市に祀られている惣荒神を、かつてその裏山に、またその後、 この神は嗽止めに効能を発揮すると信じられて、近隣の人はも 無理に動かすと激しく祟ると信じられている。 昭和二年には同じ町内 北隣りの大

には遷座を拒否する意志を示したと伝えられている。 代主命・少毘古那神であるが、「スギモリ」という社名は荒神としての 神格を 暗示しており、 先に復旧神社の例としてあげた入間村の須貴守神社の祭神は、神社明細帳によれば、大物主櫛甕玉命・積羽八重事 明治末期の合祀のさい

象と化していく神社と、人々の強烈な生の欲望に根ざし、一方では病気平癒・安産・家畜の繁殖など生活上の差 の畏敬の態度に対して、 怖の対象とされてきたものであって、こうした神威をもつ神格に対して、それにそのような神格に対する地域の人々 た天王神や荒神は流行病の予防や治療・家内安全・牛馬の守護の霊神である反面、疫神および祟り神として人々の畏 こうしてみると、 このような神社行政を通じて神社の性格が二つの種類に、即ち政府の神道政策を受容しつつ地域社会の集団表 合祀の問題を考えるに当っては、神格にも特別の注意を払う必要があるように思われる。右にみ 行政の権限がどこまで規制力を発揮しえたかは、 改めて問われてよいであろう。 これと関連

とができるであろう。 神社の信仰類型として解釈することが許されるとすれば、右にあげた二つの種類の神社はこの類型をもって表わすこ ていったようにも思われる。もしも「神社神道」と「宗教神道」とを、イデオロギー的理念型としてではなくして、 迫った招福除災を祈りながら、他方ではその神罰や祟りを怖れる呪術的宗教的信仰に支えられていく神社とに分化し

四、祭りの規制

ろう。理由はともあれ、このような祭礼の執行日の変更は、行政上「臨時祭典」扱いとなり、そのつど申請しなけれ 都合」であり、これをみると生産上の日程が宗教上のそれよりも優先されていたことがわかる。もとよりこれをもつ て一般化するのは危険であり、せいぜいのところ、祭礼は生活の推移と連動していた、と言うに止めるのが穏当であ 祭礼の実施そのものに関しては、事情により日程の変更は認められた。『神社祭日神賑届』に よれば、 狭長神社の場 各神社の祭日の固定化がはかられ、明治八年八月三十一日限りをもって祭日の変更が認められなくなった。ただし、(36) の各年度だけで、その他の年はすべて別の日に行われた。祭日変更の理由のうち最も多いのは「田方刈揚」、「農務ノ 合、明治十三年から三四年までの間に、定日に祭礼が行われたのは、明治十六・十七・二五・二六・二七および三三 ばならなくなり、 神社制度の改革は神社の別格や廃立、神官の任免などといった、その規模や結構に関するものに終始したわけでは 神社における行事、即ち祭礼や儀式にも波及していった。まず祭礼についての改革の形式的な側面を見ると、 もしその手続きを怠ったり、遅延したりすれば、所轄警察署の注意処分を覚悟せざるをえなくなっ

襲ノ祭式タリトモ右等ノ所業自今一切差停」める旨の達書が出され、さきの神幸式についても「供奉之者帯刀ハ不相襲ノ祭式タリトモ右等ノ所業自今一切差停」める旨の達書が出され、さきの神幸式についても「供奉之者帯刀ハ不相 神社の伝統行事である神幸式のさいには、「猥褻ノ義等無之様可致事」という 指令が 飯石郡長名で出されている。(39) た明治九年の廃刀令に伴い、「神社例祭ノ節抜刀或ハ裸体ニテ供奉スル等ノ慣習モ有之趣相聞無謂事ニ付仮令従来因 祭礼の内容に開しては、いわゆる風儀矯正の観点からの規制が強まり、奇異な扮装や男装、女装が禁止され、(38) 狭長

成」ということになった。(41)

職」によりそれぞれ説教が行われているし、さらに狭長神社では十九年七月二日にも開催された記録がある(翌) 社の祭礼などを機会に行われるようになった。明治十四年三月二九日より四月二日まで、波多村の剣神社の社前 民道徳が説かれたことになり、新旧二つの文化的側面がどのように関連づけられたのか、甚だ興味ある問題と言わざ もそうであるとすれば、明治十九年の狭長神社での説教は、蝗除祭という伝統行事のさいに、最も新しい時局観や国 説教の内容については全くわからないが、おそらく大教院時代の兼題に沿ったものであったろうと推測される。もし いて、「石見国那賀郡丸原村住権中講義野田菅麻呂」により、また十七年九月十九日には狭長神社で、「神官旧教導 このような祭礼に関する取締りや禁止といった消極的施策のほかに、「神道説教」なる 新しい 国民教化の方法が神 不講明)。 にお

にも変化が生じてくる。しかし、その一方では旧来の慣習に従った、集団および個人の 幸福に 深く 関わりをもつ祭 革もしくは近代化が要請され、あとでみるように神社でとに種々の試みがなされるのに伴って、対社会的活動の中に 神社は経営基盤の確立や人的組織、 尊皇愛国の精神を鼓吹したり、殖産勤勉の態度を培う目的の行事が多く盛込まれていき、神社のもつ社会的意義 即ち神職と氏子との関係などといった、その存立の基本体制について次第に改

るをえない。

栄や安全を祈り、神もまた時宜を選んでこれに応え、人々はそれに対して感謝を捧げるという人と神との絆は、祭り 神社では九月七日に臨時豊年祭を、また須所村 (刃屋町) では、「本年ハ秋作モ相当ニ出来 立謝 恩ノタメ」として、十 典・儀礼、たとえば例祭のほか、五穀豊饒への臨時感謝祭、病気平癒への謝恩の儀礼もそれと並行して相変らず営ま を通していぜんとして強く保たれていたのである。 していたところ、祈願成就したので無木戸無見料にて面踊を催したいと申し出ている。いずれにしても人々は神に繁 行仕度」き旨の願書を出しており、明治二二年十月十九日には岡田作太郎なる人物が病気平癒を松尾稲荷神社へ立願 明治十九年十月九日に狭長神社信徒広野速水が、「解願ノ為メ 狭長神社社殿ニ於テ 当社祠官景山由起男ヲシテ面踊施 祭典が催されている。また立願成就を感謝する「面踊」を個人が奉納することも行われ、祈願の内容は不明であるが れているのが知られる。たとえば掛合村役場扱いの『神社祭日神賑届』によると、明治二十年は豊年に当り、恵美須 月二五日に産土神社八幡宮で七座神事を行っている。明治二三年にも 狭長神社で・「五穀豊作ニ付 為開願」の臨時

五、明治末期における神社の廃合

神社経営の近代化

(1)

見村の無格社八幡宮が村社穴見天満宮に合祀された例が記録されているだけである。(43) 政府の神社整理策は明治の末期にもう一つの、そして最大のピークを迎えるが、それまでの間に対象地域では、穴

神社寺院仏堂ノ合併ニ因リ不用ニ帰シタル境内官有地ハ、官有財産管理上必要ノモノヲ除ク外内務大臣ニ於テ之 明治末期における神社の廃合の直接の端緒は、 明治三九年八月十日の勅令第二二〇号

ヲ其ノ合併シタル神社寺院仏堂ニ譲与スルコトヲ得

ならなかった 一二○号は、維持方法確立のために、被合祀社の跡地を自主的に利用することができる道を拓こうとしたものにほか として、神社に関していえば、「由緒ナキ矮小ノ村社無格社夥キ」中で「神社ノ体裁備ハラス神職ノ常置ナク祭祀行 ろ、「神社寺院ノ資産ヲ増加シ維持に困難ナカラシメ神社寺院ノ 尊厳ヲ計ラントスル」ことにあり、その ための方法 およびその四日後に出された内務省神社・宗教両局長依命通牒によって開かれたが、この通牒の主旨は、 ハレス崇敬ノ実挙ラサルモノ」を「成ルヘク合併ヲ行ハシメ」ることが有効とみなされたのであった。そして勅令第 つまるとこ

その課題の緊急性を改めて認識させようとしたためであった。 し迫った課題となっていた。それから五年経った明治三二年に、飯石郡役所が次のような内訓 (号^) を出したのは、 び社掌若干名を、 ところで神社を維持していく方法を確立、強化していくことは、とりわけ明治二七年に府県郷社には社司一名およ また村社以下の神社にも社掌若干名を置くことが義務づけられた (三二号) のを契機に、 いっそう差

県社以下ノ神社ハ神職及氏子信徒ニ於テ常々維持方法ヲ設ケ永遠保存ノ途ヲ講セサルヘカラス然ルニ目下ノ状況 **クルト共ニ神職保護ノ道ヲ立ツルハ目下ノ急務ナルヘシ故ヲ以テ右神社ニ於テハ適宜其方法ヲ設定シ営繕祭典及** 右ハ畢竟神社ニ於テ予メ維持法ノ設ナキニ因ルモノ多ク其神官報酬ノ如キモ亦一定ノ支給法ヲ設ケス偶其設ケア ヲ察スルニ同法ノ設ケアルハ甚僅少ナルヲ以テ社殿其他建物ノ頽廃ニ及フモ容易ニ修理ヲ加ヘサルモノ往々有之 ルモ支給額軽些ナルカ為メ祭祀其他社務執行上自然差支ヲ来タシ勢ヒ誠実ヲ欠クノ止ムヲ得サルニ至ランモ知ル 、カラス斯ノ如キハ実ニ神社ノ尊厳ニ開シ敬神ノ道ヲ沮喪スルノ虞ナキ能ハサルヲ以テ宜シク之レカ維持法ヲ設

神職報酬等相当費額ヲ定メ可成維持保存ノ目的ヲ確定セシムル様此条其部内氏子信徒総代人へ示達シ尽力セラル

<u>~</u>

する公費供進の実現に向けて、神社界あげての強力な運動が展開され、これがやがて神饌幣帛料の供進制度として結(45) て限界につき当ることになる。これを打開するには、結局のところ、氏子圏域の拡大・再編を図る方向を辿るほかな し、その場合、氏子の圏域をそのままにしておくと、のちに一つの例で示すように、氏子の負担が過重となり、 実することになる。けれども実際には神社経営の主たる収入源は、各神社の氏子信徒に頼らざるをえなかった。 抜本的な改善が必要とされる段階に立ち到ったことを示すものであった。もとより中央においては、府県郷村社に対 易に進捗せず、さらに言えば現状のままではそのための有効な方途が見出し難いことを物語るものであった。つまり さらにこれとほぼ同じ趣旨の示達が、明治三六年十二月にも郡役所から出されていることは、維持方法の確立が容さらにこれとほぼ同じ趣旨の示達が、明治三六年十二月にも郡役所から出されていることは、維持方法の確立が容 内務省が打出したのも同じ方向であった。

うち前の二者はそうした趨勢にいち早く即応しようとしたものであった。ここにはのちの神社の進路を予示するもの 社、波多村の波多神社、それに掛合村の御社狭長神社で、経営基盤強化のための試みが三者三様でなされたが、 たが、しかしそれ以前から神社には旧態を脱するための努力が要請されていた。明治二十年代に、入間村の八重山神 神社の経営基盤を安定させる必要性は、右にみたように専任神職の常置が義務づけられたことからにわかに高まつ との

社」の結集を県に出願して許可を得たが、これに踏み切った背景にはこの神社独特の事情があった。この神社はもと まず、講社を組織して新しい信徒体制の整備に取組んだのは八重山神社である。即ち、 明治二十年三月に 「箭島講

明治期における神社の廃合の経過と影響

が認められるため、以可その要点を述べることにする。

内ニ於テ」寄付の募集をも行っている。(49) 疫病鎮卦禽獣ノ害ヲ退ケ五穀豊饒ヲ守リ玉フ」神徳の弘宣を掲げている。(48) 札・守札および神札の配賦料、それに初穂金を財源に充当し、中心事業として三条の教則の講説、「牛馬守神蝗除 得ることができたという。従って経営基盤の強化はそもそも廃藩置県のとき以来の懸案だったわけである。他方、 翌年十二月までの間、「当社信仰者ノ多キ区域 役職をふやし、新しく副社長、 成を企図し、「凡ソ拾五戸ヨリ少カラザルヲ以テ一講社」とすることとしたので あった。そして 主に入講手数料、 の神社には出雲・石見・安芸・備後・隠岐にまたがってかなりの信徒が存在していた。そこでそれを頼りに講社の結 別格のさいに もと「旧城主松平家及ヒ広瀬ノ城主国主ノ祈願修覆所」であり、いわゆる氏子場をもたなかった。従って明治初年の は無格社になるはずのところ、 講師、 講生、事務課長、正副取締を置いた。そのほか同神社は明治三一年十一月から 社家の春日家を氏子として県や教部省に陳情し、ようやく村社の社格を (島根県各国郡町村市、 備後国 この講社の運営は順調で、 加茂郡、三上郡各町村三次郡、恵蘇郡、奴可郡 安芸国 明治二八年には FF

これに貸与し、「一期間 (二計ヶ) 弐割ノ利息ヲ以テ預ケ入満期返金セシムルモノ」としている。 久保存スル」ことを目的として、その半分を郵便貯金とし、残り半分を「寄付人ノ内抽籤ヲ以テ預リ人ヲ定メ」て、 て県の許可を得た。 「維持会ヲ設ケ氏子ハ勿論有信ノ輩ヨリ寄付金ヲ募集シ益神徳ヲ宣揚シ永久保存ノ目的ヲ達成」したい旨の出願をし 次に波多村の波多神社の場合には、明治二十三年三月十二日に、 祭典費 および 社殿永久維持費の補充策として、 この会では第一回目の寄付金の募集期間を二十年とし、寄付金の運用は「確定ノ預ケ入トナシ永

と公称することを明治二五年一月に願い出て許可され、翌年には社格の昇格を申請したが、この方は もともと剣神社と波多神社との「一境内並立ノ村社」であったものを一社に合併し、「波多神社

シ」とされてしまった。(51)

その後明治二七年九月には、維持会を発展せしめて「忠愛講社」という付属施設を設立し、 神社の社会的活動を推

進した。即ちその規約の第一条では

本社ノ神徳ヲ拡張シ尊皇愛国ヲ旨トシ国家的精神ヲ奨励スル者トス

と国家意識の高揚を謳い、 第二条には

蒙リ奉ランコトヲ要務トス

誠実ヲ主トシ殖産興業衛生教育ノ道ヲ守リ事業ヲ勉励シ節倹貯蓄ヲ為シ及ヒ疾病危難ノ救護牛馬繁栄等ノ恩頼ヲ

講社祭の折に「道徳慈善ノ道験論シ良民ヲ教導スル」ために「講談」を 設けたこと、また 翌二八年には、「殖産興業 祭(六月二十日より二二日まで)、風鎮祭並除疫祭(旧暦七月六日)、本社大祭(十一月一、二日)の執行であったが と国民生活および地元産業への奉仕を強調している。主たる 事業は 講社祭 (四月一日、十一月三日)、五穀豊饒蝗除(豆) 奨励ノ為メ貯蓄金ヨル生スル利子ヲ以テ千人ニ付十五人ノ割合ニテ抽籤ヲナシ一人ニ付金弐円ツツ満十ケ年無利息ニ

テ貸付」ける制度を作った点に、時代の変化に対する鋭敏な反応を見ることができる。

つ総代がこれを保管し、残りを社司七分、社掌三分の割合で配賦することとした。その結果左の様な献米があった。 同意を得て、「神社御供米規約拾ケ条」を定め、一戸当り毎月一合ずつ月次御供米を献じ、その総額のうち毎年一 するものであった。 同社が維持方法の確立に本格的に取組んだのは明治二九年で、これは明らかに明治二七年の神職常置の指令を契機と 以上のような八重山神社と波多神社の動向と比較すると、狭長神社の対応はやや緩慢で消極的なところがあった。 この年の旧正月に狭長神社および同境内社、それに狭長神社社司の兼務する各区の神社の氏子の

第一区 五斗八升二合 四十九戸 第二区 五斗一升四合 五十五戸

四斗六升 三十九戸 第四区 五斗二升八合 四十六戸

第五区 四斗六升六合 四十九戸 · 入室 · (53) 第六区 第六区 五斗〇升四合 五十三戸

三石〇五升四合

意味では波多神社はそれを先取りしていたと言えなくもないのである。 ったのは、この神社がもともと波多郷と称された地域の「総社」(帳) としてシンボル的 な存在 だったからであろ で、つまりはより広い地域にわたって同社への信仰の一元化を図ろうとするものであった。こうしたことが可能であ ことになる。これに対して波多神社は既存の氏子場を基盤として、その周辺の地域に有信者を獲得しようとするもの 加を図ることが安定的経営の必須条件であることは争えない帰結であったろう。その場合、八重山神社の採った方式 立の目的や事業内容にも差異が見られ、単純な比較を許さないが、いずれにしても氏子圏域の拡大もしくは信徒の増 「一人前一升二合負担せざるもの多あり、或人は六合、或は三合もあり」と負担能力に差のあったことを記している。 右の三神社の経営方針を比べてみると、各神社の存立基盤や神社の理念の基本的理解の相違によって、維持方法確 これを見ると、割当に対する納入率は八七%で、完納できない 氏子が 各区にあったことがわかり、『掛合村誌』も やがて明治三九年以降実施された神社の整理は、こうした方向における氏子圏域の再編を意図したもので、ある 各地の信徒を講に組織化することを狙ったもので、従って信徒の圏域は神社の所在する行政区画とは一致しない

な社屋に対する積極的な活動の形跡も見当らない。しかも明治十三年一月調の神社明細帳に記載された氏子数二百九 これにひきかえ、狭長神社については、その基本的な神社観を示す史料がないのみならず、波多神社の場合のよう

恵美須神社、郡神社および天神社が廃社もしくは狭長神社に合祀された明治三九年をまたなければならなかった。 拡大していないのである。のちにふれるように、同社の氏子数の増加は、松尾稲荷神社を除く村内の河(川)上神社、 十四戸に比べると、明治二九年に御供米を納めた戸数は二百九十一戸と減少している。つまりその経営基盤は少しも かも次に述べる神饌幣帛料供進社の指定を受けたのは、課当金等による基本財産の積立てが完了した大正三年であ 波多神社が明治四十年に早々と指定されたのと比較するとき、やはり両社の歴史的背景および経営方針の差はは

② 神饌幣帛料供進社の指定と神社の整理

っきりしていたと言わねばなるまい。

の確立が先決条件とされたが、それは神社の理念からして、神社の自発的な努力にのみ供されるべきものではなく、 「国家ノ宗祀」として神社に要求される公共的性格を名実ともに備えるためには、右にみたように神社の維持方法

対する神饌幣帛料の公費支出を認めた、明治三九年四月の勅令第九六号として実を結んだ。

府県ハ府県社、郡又ハ市ハ郷社、市又ハ町村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

国家政策の一環たるべきであり、そのためには公的援助が不可欠であるという神社界の主張は、

ついに府県郷村社に

前項ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス

この勅令を受けて飯石郡役所は各村宛に次の通達を出した。

一第七五六号

本年四月勅令第九拾六号ニ依リ、神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ維持方法確立 セルモノ、内ニ就キ指定可相成筈ニ候条貴村ニ於テハ左記神社ニ対シ維持方法已ニ確立セハ其方法書ヲ直ニ若シ

未夕確立セサレハ来ル八月十日マテニ必ス報告セラルヘク依命此段照会候也

明治三十九年七月二十六日

飯石郡役所

波多村村長 本 間 岱 造 殿

一、延喜式内社六国史所載社及創立年代之ニ準スヘキ神社

二、勅祭社准勅祭社

三 皇室ノ御崇敬アリシ神社(行幸、御幸、行啓、奉幣祈願、 社殿造営、 神封、 神領、 神宝等寄進アリシ類

四 武門武将国造国司藩主領主ノ崇敬アリシ神社 (奉幣祈願、 社殿造営、 社領等ノ寄進アリシ類

五、祭神当該地方ニ功績又ハ縁故アリシ神社

六、境内地建物等完備シ相応ノ氏子若クハ信徒ヲ有スル神社

七、前記各号ノ外特別由緒アル神社

穴見神社 八重山神社 波多野神社 (54)

が現実には、維持方法の有無や見通しよりも指定の方が先行しているのである。ということは、指定されるべき神社 社は維持方法を確立すべきことが義務づけられたという点である。神社の公的役割に着目すれば右の通達中の一から 七までの指定条件に合致し且つ維持方法が確立している神社はいずれも促進社の指定を受けうるはずである。ところ との指示について注目すべきことは、神饌幣帛料供進社の指定が既にあらかじめ行われ、これによってその指定神

合の具体的な方向が示されているのである。このことは、供進社の規模・結構を具体的に指示した郡役所の次 は既に特別の性格や存在理由を担わされているということを意味するわけで、ここにこれ以後に実施された神社の廃

にはっきりと現われるようになる。

右方法 [持方法] ニ付左記各項ニ該当スル者ニアラサレハ詮議難相成旨今般其筋ヨリ申越候条 (略

明治三十九年十一月廿二日

郡役所

拝殿

飯石

村

長

一、本年七月廿六日一第七五六号照会左記第六号ニ該当スル向ハ境内地ハ百五十坪以上建物ハ本殿(略) - 等アリテ拝殿ハ戸締廛張アルモノニアラサレハ完備ト認メ難シ

一、維持費本金ハ神社ノ模様ニ依リ一定シ能ハサルモ少クモーケ年ハ純益金五拾円以上アル財産ヲ現ニ有スル 又ハ十ケ年以内ニ有スルモノニアラサレハ維持法確立ノモノト認メ難シ 力

三、経費ハ神社ニ依り多寡アルヘキモ少クモ郷社ハーケ年金弐百円以上村社ハーケ年金百参拾円以上アルニアラ 収入及初穂料其他一切ノ社入金並ニ氏子課当金 ラサレハ負担ニ堪ヘサルヘシ 等ニテ支弁シ得ルノ法ヲ設ケ タルモ サレハ神職俸給祭典費修繕費其他ノ雜費ヲ支弁シテ神社ノ尊厳ヲ保ツコト能ハス而シテ経費ハ財産ヨリ生スル

四、氏子数僅少又ハ一大字内ニ村社二社以上アル向ハ特別ノ事由アルモノゝ外可成合併シ氏子区域ヲ拡メ神社ノ

明治期における神社の廃合の経過と影響

、ニアラサレハ維持法確立ト認メ難シ

基礎ヲ鞏固ニスル方将来ノ得策ト認ム(55)

いるが、そうであればなおのこと指定神社には特定の社会的機能が期待されていたと言えよう。 (56) を認める代りに、神社を一町村一社に整理したいという地方局の主張が通ったという経緯のあったことが指摘されて て、内務省内の神社局と地方局との間に見解の不一致があり、模範町村運動を推進しようとする立場から、 て合祀の勧奨対象とされたことがわかるである。このような経過の背後には、神饌幣帛料供進制度の実施をめぐっ との中でとりわけ最後の四の条項は、一大字一社という神社の整理の基準を示すもので、指定された神社以外はすべ 右の制度

ぞれ一円と四円であり、この制度は、さし当りは、神社の収入上の効果を狙うよりは精神的な宣伝材料として利用さ(57) とになっていた。また青年団の団員が自発的に辛櫃かつぐこともあったが、大正九年になると、小学校の児童がこの(8) 供進の行列は、警察官に前後を守られた辛櫃の後に供進使並びに随員が続き、神社の境内に入ると神職が先導すると 帳に書き加えるべきこととされている。それにこの供進は各地方の行政首長が参向して行われることが定式化され、(8) れた趣きがある。大正三年には、供進社に指定されることは「神社ノ由緒トシテ特筆スへキ事項」であるとして、明細 神饌幣帛料は例祭の折に供進され、その金額は、御社の場合、神饌料が二円、幣帛料が五円、村社の場合にはそれ

従来幣帛供進使参向ノ際ニ於ケル唐櫃舁人ハ多ク小使若クハ人夫ヲ使用シツツアルノ状態ニ有之候処斯クテハ祭 儀ノ尊厳ヲ欠クノ傾有之候ニ付右唐櫃舁ハ小学校児童中上級生ニシテ学術素行優良ノ者ヲシテ舁カシムルコトト セハ祭儀ノ体裁ハ勿論敬神思想涵養上頗ル好都合ト認メラレ候 略61

役目を担うことが定められた

この調査地域において最も早く神饌幣帛料供進社の指定を受けたのは波多神社で、明治三九年九月に維持方法を確

饌所を新設し、大正九年八月九日に申請して、同年十二月二二日に指定を受けている。これにひきかえ、(旣) の無格社稲荷神社は、基本財産五百円を寄付で賄い、有価証券を購入して利殖をはかることを骨子とした維持方法 って規模を拡大し、境内面積を一三九坪から四三九坪に拡げるとともに、拝殿もひと回り大きくしたほか、 殖法を採用した。また、明治四十年二月に維持方法書を郡役書に提出した入間村の天満宮では、供進社指定申請に当 氏子一戸平均二十銭の戸別割課当金と階級別賦課金を原資とし、国債証券の購入、郵便貯金および銀行預ケ金等の利 立して、翌年二月十六日に指定されている。御社狭長神社は明治三九年から七ケ年間ニ基本財産ヲ作ル計画を立て、 明治三九年九月三十日に決定し、郡役所に届出たが、 供進社の指定をば得られなかった。(63) 掛合村松尾 通殿、

えば模範町村に選ばれた松笠村の クショナリズムを打破し、部落有財産の統合を側面から促すために神社合祀が有効な手段とみなされたことは、たと 運動の推進などとセットにされた施策であったということである。ことに「部落的観念」という表現で表わされたセ(64) 延長、国定教科書の改訂、 および生活習慣の再編成に重点をおく諸政策のうちの一つとして位置づけられるという。言いかえれば、義務教育の 充によるイデオロギー的統合の強化、二つには国家目的に全一的に奉仕することができるための、 あったことはさきにふれたが、これが打出された背景や経緯については、既に先学の研究がある。 神饌幣帛料供進制度と神社整理とをからませ、 との方針は 日露戦後に国民統合強化の必要を強く意識した権力者たちによって抱懐され、一つは国民教育の拡 社会教育の着手、部落有財産の統一並びに利用、生活改善を柱とする、 「矯風締合規約」 一町村一社を目途とする合祀を勧奨したのは内務省地方局の方針で اح いわゆる地方改良 末端町村の行財政 有泉貞夫氏によれ

六、部落的観念ヲ去リテ一村団結ノ風ヲ助長スルコト

細目 両村社ヲ一社ニ決定シ(65)

そこで、この面から対象地域における神社の廃合の経過を辿ってみることにする。先に合祀の発端とみなされた明 同村の天満宮と滝神社の合祀を特筆していることによっても窺われる。(66)

治三九年八月十日の勅令第二二〇号の発布に先立ち、島根県は次の様な訓令第四三号を七月十九日付で出している。

県社以下ニシテ氏子又ハ信徒僅少ニシテ維持法確立セス神社ノ尊厳を保持スルコト能ハサルモの及由緒モ格別ナ キ神社ハ可成廃合シ由緒アル神社ノ永遠ヲ保持スル法ヲ設クルハ緊急ノ義ニ付神職及氏子信徒総代人協議シ永遠 ニ保持スヘキ神社ハ維持法ヲ確立シ然ラサルモノハ廃合ノ手続ヲ履行セシメ神社ノ整理ニ努力スヘシ(略)

「神社合祀勧奨ニ関スル件」ニ関して具体的な指示を与えたものであることはまちがいない。

この訓令がその年の四月に開かれた地方長官会議の議題、即ち「地方事務ニ関スル注意参考事項」のうち、とくに

この訓令を受けた飯石郡役所は、その一週間後に各村長宛に次の指令を発した。

一第七五八号

子惣代人ヲ招集シ訓示ノ上其結果訓示セラレタル次第モ有之爾来御尽力中ノ事ト信シ候得共今般県訓令発布セラ 本月十九日島根県訓令第四十三号ヲ以テ神社維持及廃合方ノ件訓令相成候処本郡ニ於テハ既ニ客年七月神職並氏

レタル上ハ此機ヲ逸セス速ニ相当ノ手続ヲ履行シ来ル九月三十日限其結果報告セラレ度依命此段申進候也

明治三十九年七月廿六日

追而本文神社維持方法設定ノ件ニ付テ、本日一第五六号対照御取計相成度申添也(67)

針を、既にふれた、明治三二年および三六年の神社の維持方法の確立に関する訓示の延長線上のものと理解していた これによれば郡役所では、県の訓令を既定の方針と受とめていたことがわかるが、おそらく同役所としてはこの方

のであろう。

ル協議」を開催する旨の案内状が発送された。その召集を受けた代表者は で村内各神社の氏子もしくは信徒の総代宛に、八月四日に 村役場で、「神社維持法方及廃合並ニ 神職給料支給ニ関ス 郡役所のこの指令に対する具体的な対応については、掛合村の場合の記録しかないが、 同村では村長板垣栄次郎名

狭長神社氏子総代(白築政造、竹下儀造、落合文吉)

川上神社信徒総代(藤原利八、谷口倉太、板垣松太郎)

惠美須神社信徒総代(竹下金三、竹下儀造、日森文太郎)

天満宮信徒総代(落合文吉、秦大二郎、三島信四郎、和泉初太郎

稲荷神社信徒総代(三浦平八、板垣喜市

郡神社総代(和泉定十、板垣喜市)

かったと見えて、八月二四日に再び同じ顔ぶれで会議がもたれている。 (8)ために他の神社の廃社もしくは合祀による氏子圏域の拡大が協議されたものであろう。しかしこの時には議論が出なために他の神社の廃社もしくは合祀による氏子圏域の拡大が協議されたものであろう。しかしこの時には議論が出な まだその確立を見ていなかった狭長神社の維持方法の問題が中心議題で、先に示唆しておいたように、おそらくその であった、詳しい会議録はないが、 結果から推察するに、神饌幣帛料供進社の候補社に指定されながら、この時点で

その結果、維持方法確立の見通しのついた狭長神社と稲荷神社を除いたほかの神社は、十一月六日付で廃社 (恵美

三六

表4 明治末期の神社一覧

須神社)もしくは合祀(郡神社と川上神社)、移転(天満宮)のそれぞれの出願をして許可を得た。(89)

解が成立したものと思われる。こうして廃合の結果、表4のようにこの地域の神社は再編された。これにより一大字 一社という郡役所の目標は一応達せられたことになる。もっとも波多野大字入間では天満宮のほかに八重山神社も村 他の村についてはこれと比較しうるような史料はないが、やはり村長の肝煎りで氏子や信徒の代表者が協議し、了

社として残されたが、この場合には、既に述べたその由緒と講の存在が考慮されたものと思われる。

(3) 廃合の反響

や屈折を生ずることとなった。

立していた村社に絞られたために、 このときの整理により二三社中一四社が廃社または合祀されたことになったが、もともと廃合の標的が字単位で存 セクショナリズムの壁を取払う突破口となった反面、他方ではさまざまなしこり

社に合祀されたあと、この地区の人々は非公式に出雲大社より分霊を請けて「杵築社」を建て、毎年十一月二三日に らは十一月五日) は星原神社より神官を招いて祭礼を営んだが、格別の行政措置はなかったという。もちろん十一月三日(昭和六年か いたことになる。なおこの合祀のあとその勧奨者が急死し、人々はその原因を合祀の祟りだと噂したとも言われてい 多根村萱野の熊野神社は、萱野地区・舟津地区それに中多根地区の約四十戸の鎮守として祀られていたが、 の星原神社の祭礼にも、旧熊野神社氏子として奉仕してきたというから、一種の二重信仰をもって 星原神

た。入間の天満宮では三社の合祀を機会に、十月二六日を合祀記念祭の日と定めた。(72) 波多村刀根の剣神社は波多神社に合祀されたが、その跡地には記念碑が建てられ、その後記念の式典が(11) いずれも被合祀社に対する信仰 続けられ

が余韻となって続いていることを示すものといえよう。

県知事宛に出された祭日変更願によって知られる。 円満ニ合併ノ儀調」ったとされるが、しかし合祀の条件とされた新しい祭日の決定が難航したことが両社の氏子より 元の奉斎地に戻されたことはすでに述べたが、合祀が二つの神社の氏子の対立にまで発展したのが松笠村の天満宮と(73) 滝神社の合併であった。『松笠村事蹟』によれば、天満宮の百十戸の氏子と滝神社の四十戸の氏子との間には、「遂ニ 同じ入間の須貴守神社は、いったん天満宮へ合祀されたが、「神さまが居心地が悪いと言っている」という理由で、

テ元両社ノ氏子一致シ盛大ニ祭典執行致度(略)(2) 於ケル主要条件ニシテ右両日内何レヲ採ルモ両氏子間ニ異議有之容易ニ合祀ノ義解決不致候然ルニ天満宮ハ往昔 又天満宮ニ縁故アル紀念日即チ十一月二日ヲ以テ自今例祭日トナスノ条件ノ下ニ合祀ノ義協定致候ニ付此日ヲ以 村内菅原ヨリ現社地ニ移転セシハ十一月二日ナリシトノ古老ノ伝説モ有之旁折合上従来両者祭日ニ偏寄セス且ツ 天満宮ニ合祀致候併シテ元滝神社ノ祭日ハ十一月八日ニ有之候就テハ合祀後ニ於ケル祭日ノ儀ハ合祀協定当初ニ 右神社 (満宮) 祭日は元来拾月弐拾五日ニ有之候処今般神社整理ニ件と客年三月一日許可ヲ得同村々社滝神社ヲ

だために、そこに山王社を勧請し、五月九日に祭礼を営んでいる。(5) 掛合村川上では産土神として祀っていた川(河)上神社が狭長神社境内社大元社に合祀されたあと、 凶事が相次い

たものである。口碑によると、それより古くは、北に三キロほど行った十日市にあったという。明治二一年に道路拡(76) 数を削減しようとする行政の強い意志が働いていた。この神社は 明治初年には 街道にあって、「蛭子明神」と称され 神社護持の見通しがあっても廃社に追い込まれた例は、掛合村字町に鎮座していた恵美須神社で、そこには神社の

終」ったとして、廃社の取消を願い出た。ようやく八月二一日にいたり、郡役所から掛合村長宛に届いた回答は、次 しかし翌年三月になって、信徒代表は「信徒間ニ於テ適当ノ維持方法ヲ設定シ公衆ヲシテ永遠ニ参拝セシメ度協議相 その結果竹下家の宅地内に遷すことになった。そして、既にふれたように、明治三九年に廃社される事になったが、(77) 幅工事のため遷座のやむなきに到ったときに、その遷宮先を決定すべく竹下儀造、日森文太郎の両名が抽籤をして、

其筋申越ノ趣モ有之(略)(78) 廃社出願シ已ニ指令アリタル神社ニシテ依然存在スルモノアリ不都合ニ候条直ニ実行セシメ其旨報告セラルヘク のような冷たい指示であった。

再び勧請され、八月二十日の祭礼も復活した。 こうして神社復旧ノ望みは断たれ、改めて廃社処分の報告書が出されることになったが、しかし第二次大戦後には

たとしても、そしてさらには、そうした感情的なわだかまりが氏子課当金の納入に対して消極的な姿勢をとらせたと 社を創建する場合ならいざ知らず、これまで他地区の産土神であったものを崇敬することに抵抗や打解けなさを感じ しかし父祖伝来の神社を失なった人々の心に深い傷痕の残ったことは争えない事実であった。また、全く新しい合併 に見られた反応はいずれも消極的なものであったし、また他の地域へ波及して広範な運動を引起すこともなかった。 右の諸例に見られるように、神社の廃合はすべてが順調且つ円満に行われたわけではなかった。もちろんそのさい

に既に神社と氏子との関係に、かつてほどの親密さが失なわれてしまったことが、覆いがたく現われている。 氏子課当金の円満な徴収について、飯石郡役所は、明治四二年三月十日付で各村長宛に次の通達を出したが、

明治期における神社の廃合の経過と影響

しても、無理もないことであったろう。

氏神社ノ経費ハ其氏子区域内ニ一戸ヲ構ヘテ独立生計ヲ為スモノ即チ氏子ニ課当シ氏子ハ氏神社ニ対スル本分ト 右様の弊ナク円満ニ神社ノ経営ヲ為スヘキ様御取計可有之其筋来照ニ基キ此段申進候也[イヒ] 向有之哉ニ相聞へ候処右ハ畢竟神職及氏子惣代人ニ於テ神社ノ制度ヲ誤解セル結果ト被存候条其向へ御注意ノ上 氏神ヲ崇敬スルノ念ヲ益々深厚ナラシメ氏神社ト氏子トノ間ヲ円満ニ相親和セシムルヲ要スルノ義ニ有之候然ル ニ往々其方法ヲ誤リ強制的ニ課当シテ氏子ノ感情ヲ害シ為ニ氏神社ト氏子トノ円満ヲ缺キ神社ノ維持ニ困難スル シテ相当之ヲ負担スヘキモノニ候ヘトモ其氏子ニ課当スルノ方法ハ協議的ニ氏子ヲシテ快諾セシムルコト同時

請願したもので (月二六日付一)、その理由は次のごとくであった。 経費を地方費をもって支弁することの是非の照会に基づいて、波多神社の勝部健一社掌および氏子代表が波多村長に これに対して神社側には、氏子課当金を「補助ノ名義」で村財政より支出するよう請願する動きも見られた。 基本構想としては、明治四三年一月十八日付で三重県知事が内務省宛に出した、 神饌幣帛料供進指定神社の維持 これ

滞納処分ノ方法ヲ具備セザルガ故ニ只々滞納ノ悪慣ヲ醸成スルノミナラズ或ハ我国独特ノ美風タル敬神ノ道ニ悖 担スルモ等シキ同一人ノ負担ニ帰シ只形式ヲ異ニシ二重ノ手数ヲ要シ而モ神社費トシテ徴収スル上ニ於テハ別ニ 神社トシテ社会ニ活動スル上ニ於テ稗益スル処多大ナルハ蕪言ヲ要セサル処ナリ(略)、氏子トシテ神社費ヲ負 渋滞ヲ来シ不都合不尠是レガ良法ヲ講スルハ只々神職執務ノ繁累ヲ省略スルノミニ止ラズ神社ノ御発展上ニ於テ 氏子課当金ハ毎年度民産階級位数割戸数割ニ準拠シ徴収シツゝアリシモ其徴収整理中々不容易為メニ神社事 ルニ於テヲヤ(80)

神社を村の公的機関とみなそうとする基本的理念もさることながら、氏子課当金の円満を欠いた徴収の現実が、 請

願理由の一半をなしていることは一目瞭然である。

キ様」にと、一応は各神社の自主的経営が強調されている。(82) 県社以下の神社に対して、公益上必要と認められる場合には、 やがて市および町村の寄付または補助を認める法律改正へと進んだ。飯石郡では、明治四五年五月六日の村長会議に(83) た。ただしその場合でも、その補助は「神社費ノ経費上不得止場合ニ限ル義ニシテ徒ニ之ノミニ依頼スル如キコトナ おいて右の方針を確認しているが、その後、大正七年には神饌幣帛料の有無にかかわりなく、 して、地方財政上余裕があれば、その必要経費の一部を補助するも差支えなし、と公費供進の枠が拡大され、 三重県の照会に対する回答は、明治四三年十二月十二日付で神社地方両局長名で出され、 神社の経費の一部を補助することができることになっ 神饌幣帛料の供進社に対 無格社を除くすべての これは

基準あるいは回答が出されていたとは言い難い。由緒については、明治十二年の明細帳取調方心得」に、 うな規模や結構を意味するのか、 わせてみていくと、きわめて不明確なことがわかる。たとえば由緒の根拠や確かさは何か、矮小とか体裁とはどのよ りも行われず、崇敬の実も挙らぬ神社を対象とするものであった。ところが、この条件の一つ一つを地域の実態に合 明治末期の神社ノ廃合は、「由緒ナキ矮小ノ村社無格社」にして神社の体裁をなさず、 **崇敬の実が挙るとはいかなることをいうのか、といった問いにつねに明快な定義** 神職も常駐しておらず、

一祭神由緒不詳ト雖モ古老ノロ碑等ニ存スル者ハ其旨ヲ記シ(略)(33)

た規定がなされたわけではない。というよりも由緒については、それが不明もしくは確定不能であるのが通例であっ とあり、 口碑も文献史料や碑文等の物的証拠と同等の価値をもたされているが、 その信憑性の判断に関して、

ざるをえなかったことは、 明治政府が古社尊重の立場から最も重視した式内社に関してさえ、既に行政官はその判定に不干渉の立場を採ら 左の史料によって知られるのである。

滋賀県ヨリ内務省へ同十年三月十三日

ニ於テ其由緒甲乙ヲ判定スル義ハ最モ難事トス (略)徴徴タル小社小祠ト雖験式内等ノ称呼ヲ以テ真偽ヲ争フ向夥敷有之多クハ付会ノ臆説ニ出ルモノニテ管庁 略84

社寺局議案 十四年九月三十日

石川県ヨリ延喜式内社寺確定方之儀ニ付伺

致事ニ相定リ候

また、 掛合村についてみたように、合祀された天神社、川上神社、 郡神社にしろ、廃社された恵美須神社にしろ、

(略)然ニ式内外決定之儀ハ不容易事ニ付多年遷延相成居候趣ニ候処近来式内社紛乱可否之儀ニハ官ニテ干渉不

いずれも毎年祭りが続けられていたし、崇敬者の組織も存在していた。つまり崇敬の実も挙っていたのである。さら ついても同じことが言えることは、恵美須神社の例を引けばよかろう。してみると先の条件は、いわば表向きのもの 荷神社は、合祀された川上神社や郡神社に比べて、境内地面積および本殿の規模とも小さかった。維持方法の問題に に神社の規模についても、明治十三年の掛合村の明細帳に記されたものによれば、無格社のまま存置された松尾の稲

た、とみるべきであろう。それはまた、新たな公共の観念の確立を目指すものといってもよかろう。

神社を間引いて新しい生活圏もしくは精神的連帯の新しいサークルを創出することにあっ

であって、合祀の真意は、

思えば、明治期における神社政策の発端は、神社の公共性を認識させることにあったということができる。それは

に、他方では神社創建の許可条件にも窺い知られる。即ち明治十二年十月二八日付の長崎県より内務省への伺と後者 歫 一方では神職の世襲を廃したこと、並びに衰退永続維持難渋の神祠の廃合および私邸内自祭神祠への 衆 庶 参拝 の 禁 つまりは公共的祭祀を既に喪失してしまった、およびもともと公共性をもたぬ神祠の排除に現われているととも

数名信仰人アリ公有地へ神祠仏堂創建願出一般社寺ニハ難比候得共人民ノ自由ニ任セ聞届可然哉 略 の指令に次のようにある。

指令 十二年十一月十四日

第二条信仰人二人以上有之出願候向ハ渾テ十一年当省乙第五十七号達 (取扱概則) 第一条ニ準シ取調フヘシ(86)

を含めて――ということを示唆する以上のことは差控えなければならない。 はその観念が、神社政策および宗教政策一般の底流をなしていたのではないか この公共の観念が、時の経過とともにどのような変遷を辿ったか、はいまさし当り論じうる問題ではない。 海外神社の創建や治安対策の問題 ととで

六 おわりに

学校教育の場において、いかにして神社を介して国民の敬神思想を涵養すべきかが説かれている。 題した小冊子が作成、配布されたが、その中では神社が社会的施設として意味づけられるとともに、家庭生活および い機能的内容の規定が付随しなければならなかった。そのために 明治四四年 には、『神社施設ニ関スル参考資料』と 民的統合のシンボルとしての神社を形成することにあったのであるから、それには、当然のことながら、 右のような経過を経て、 明治末期の神社整理政策は、 明治四三年に一段落を迎えた。(87) しかし、 神社整理の狙 神社の新し いは国

祭」を執行することが地域社会に義務づけられている。次に学校教育においては、修身、歴史および地理の授業を通(88) 備の一環として校内に伊勢神宮や敬神の態度を描いた絵画を掲げておくことも有効とされてい る」ために、例祭への児童の正式参拝、講話、修学旅行や遠足のさいの神社参詣、(8) 通過儀礼の折には、 まず、家庭生活の場においては、家庭でとに神棚を設置して礼拝すること、誕生、成年、結婚、 神社の本質および由来を学習させるだけでなく、「目と耳とに依り 生徒をして 神社に関する観念を浮からしむ 入営帰郷奉告祭を神社における「国民共通の公共的式典」と すべきこと、戦勝や「日 韓 併 合」の 神社において奉告祭を営むことが勧められており、さらに就学年齢児童を対象とする勧学祭、 神前での脱帽励行のほか、 就業などのさいの 「公事奉告

節祭 小祭トス」として三分され、大祭には祈年祭、新嘗祭、例祭、遷座祭が、中祭には歳旦祭、元始祭、 教史の観点からすれば、 整えられたことになる。この中でに、祭祀そのものの様式・作法の画一化がまずもって注目されることであるが、宗 これに続いて大正三年には、 神社ニ特別ノ由緒アル祭祀がそれぞれ当てがわれ、それ以外のものが小祭に属せしめられた。(91) 祭りの再編、つまり祭りの新しい分類と序列化も見逃がされえない。即ち「神祀ハ大祭中祭 勅令第十号により『官国幣社以下神社祭祀令』が 定められ、「国家の 宗祀」の形式が 紀元節祭、

のほか ている。そして小祭にかぞえられたのは、「毎月十三日の月次祭、節分祭、例祭前夜祭、除夜祭」および「蝗 除祭、 平癒祈願等)及遷座祭ヲ中心トスル諸祭、 させている。 この規定に沿って島根県では八月十四日付で訓令を出し、各地の神社の 「国家皇室ノ重大事件ニ付臨時奉幣大祭仰出サレル場合(例ハ宣戦奉告祭、 たとえば入間の八重山神社の場合には、年に二度の例祭 地鎮祭、 柱建祭、上棟祭、新殿祭並ニ豊饒祭」をも中祭に準ずるものとし (四月と九月) のうち秋のものを中祭とし、 「特別ニ由緒アル祭祀」 戦捷祈念戦勝奉賽及御慶事奉告御 並びに小祭を届出 そ

風鎮祭、晴祈祭、祈雨祭」といった臨時祭であった。一見して国家的祭祀と神社そのものに関する祭祀が重視され、(32)

記録の残っている入間の天満宮の場合にも妥当する。(3) その土地の伝統や、そこでの生産に直結する祭儀がその下位に置かれたことがわかる。これと同じことは、いま一つ

法のもとで探求すべき課題として残された。 教史の中心問題については、今回の調査においては、残念ながら十分な成果をあげることができず、新たな観点と方 とうした祭祀の再編および変貌が地域住民の信仰意識や神観念にどのような影響を与えたか、という、まさしく宗

続性もしくは不変性の確拠を追求することも新しい問題となるであろう。 遭いながら、長い歳月ののちに、人々の消えやらぬ信仰の火種により、再び蘇った神もあった。このような信仰の永 しかしその反面、神々の中には、政治権力に逆らって移動を拒否し続けたものもあれば、いったん廃社の憂き目に

(1) とくに貴重な示唆を得たものとして次のものを挙げておく。

以下で本論文を引用するさいには、「森岡A」と表記する。 森岡清美「明治末期における集落神社の整理⑵――その全国的経緯――」東京教育大学文学部「社会科学論集」 森岡清美「明治末期における集落神社の整理――三重県下の合祀過程とその結末――」(「東洋文化」 40)昭和四一年三月。 16) 昭和四

四年三月。以下で本論文を引用するさいには、「森岡B」と表記する。

西垣晴次「国家神道と地域神社」(五来重他編『講座日本の民俗宗教』1)弘文堂、昭和五四年九月。 実『村落祭祀と国家統制』御茶の水書房、昭和五二年一月。

千葉正士『祭りの法社会学』弘文堂、昭和四五年三月。

- (2) 米地、前掲書三一六頁。
- (3) 八重山神社で、その特異性については本文でふれる。
- (4) 角川日本地名大辞典、32、島根県、角川書店、昭和五四年三月、による。

- 5 日本古典文学大系2、風土記、岩波書店、昭和三三年四月、二一八、二一九頁。
- 6 一郎著作集第四巻、未来社、昭和五六年六月、二六〇一二六一頁
- $\widehat{7}$ 同書、三〇四頁
- 8 日本古典文学大系2、風土記、二一七頁、訓みは同書による。
- 9 同書二一七頁、傍点引用者。
- 10 同書、一〇三頁、意字郡の項に、「意字の社に御杖衝き立てて、「おゑ」と詔りたまひき。故、意字といふ。」とある。

 $\widehat{11}$

なお明治十年四月二三日付の島根県より内務省への伺には

同書、一〇三一一〇四頁、原文「天壁立廻」である。

情相発居候向有之右様甲乙ナキハ一区ニ郷社併立又ハ郷社ヲ省キ村社ノミ相定置候テモ不若候哉(傍点引用者)、・・・

われる。それにこの内務省の指令そのものが、明治四年の「郷社定則」に忠実に従っていないことも注目されてよい。 とあり、これに対して内務省からは「伺ノ通」という指令が出されている。ここにも社格決定に対する不満があったことが窺 なお、右の伺および指令は、内閣記録局編、法規分類大全、第二六巻、社寺門(覆刻版、原書房、昭和五四年七月)一四七

13 法規分類、九五-九六頁。

頁による。以下で本書を引用するさいには、「法規分類」と表記する。

- $\widehat{14}$ キ」条項とされた (法規分類、四六頁。)。 明治四年八月十九日「大蔵省事務章程節録」に おいて、「淫祠及無檀無住ノ 寺院ヲ廃スル事」が同省の「専任処置スルヲ得ヘ
- 15 はいかなる意味か、と穿鑿していくと、甚だ不明確だと言わねばならない。 法規分類、八一頁。この消極的定義においても、さらに「所由」とはいかなる根拠のものを指すか、また「霊祠」の「霊」と
- 16 **「今般教部省被置候ニ付テハ左ノ件件願伺等総テ同省ヘ可差出事(略)「社寺廃立及祠官僧徒等級格式等ノ事」(法規分類、** 九頁。)。
- 17 法規分類、五〇頁
- 18 教部省伺、明治五年六月七日 (法規分類、一二九頁。)。
- 19 法規分類、一二九頁。
- 同書、一四〇一一四一頁。

- (21) 同書、一〇五頁
- (22) 同書、一二七頁 (傍点引用者)。
- (23) 同書、二〇九頁。
- $\widehat{25}$ まれていた。 この区には他に、現在は吉田村に属すを吉田村と民谷宇山村および現三刀屋町の一部をなしている須所村・坂本村の両村が含
- $\widehat{26}$ 治七年、神祠堂庵解除合祀一途、第二十八区」の表紙のもとに合綴されている。 書」も作成され、その表紙には「六月十五日進達」と朱書されている。この「取調帳」、「受書」および「届書」の三点は「明 同書の表紙に「星野大属殿御巡回之砌五月廿八日差出ス」と朱書されているのによる。なお、これと関連して「神 祠
- 27 参考までに掛合村で無格社として存置された神社の規模を明細帳(明治十三年調)でみると次のごとくである。 河上神社 境内二二坪八合 本殿四尺四方 拝殿桁行一間半梁一間

恵美須社 境内三釐 石殿一尺四方

稲荷社 境内二九坪二合九勺 社殿三尺四方 拝殿桁行一間半架一間速玉社 境内六十坪五合五勺 本殿四尺四方 拝殿桁行一間半架一間

天満宮

境内百九坪五合七勺

本殿三尺四方

拝殿桁行一間半梁一間

教部省達、明治九年十二月十五日達書第三八号府県(法規分類、一五一頁)。

28

(2) 請願伺届、明治十年一月より、第廿八区。なお、伺書は次の通り。

日トシテ神官雇入或ハ自己ニ敬祭尚祭日変換等適宜取計来候処祭日ニハ神賑トシテ邸内ニ於テ衣類器具等ヲ以テ所々景様亦 テ平日他ヨリ参詣不相成本人及付属雇人而已参拝建物修繕祭祀等勿論長右衛門ノ自弁ニ有之年々予メ 片陰層六八 月 八 日 本区吉田町田部長右衛門宅地内ニ御垣社ト唱ヒ祭神 事代主大神 合併ノ祠有之専ラ 庶民信仰ノ神祠ニ 候得共宅地籬 覧物等不苦儀ニ御座候哉本年甲第百九号御布達有之御成規ニ悖リ候テハ不相済依テ人民説論ノ都合モ有之心得ノ為メ此段御 詣之徒モ御座候処祭日ト雖モ建物共有ニシテ伺済ノ神祠ニ無之テハ衆庶参拝不相成候哉一己持タリトモ祭日ニ限リ参詣尚荘 、人民閲見風儀ヲ改ル後鑑ト可相成種々容荘覧物致シ夜ニ入侯テハ数十竿ノ神灯ヲ照シ一家ノ祭典致シ侯就テハ近傍ヨリ参 自祭神祠祭日参拝之義御伺 内 鎮座

- (30) 以上は「諸願何届、明治十年一月ヨリ、第二十八区」による。
- (31) 素盞嗚命、稲田姫尊他を祭神とする。
- 32 直江広治『屋敷神の研究』、吉川弘文館(昭和四一年)昭和四七年三月、三六九頁。
- 荒神が土地神とみなされるもう一つの証拠は、奉斎された土地の所有者の交替があった場合には、 という点である。 なお、和歌森太郎 編『西石見の民俗』、吉川弘文館、昭和三七年三月、第二章、森神信仰(直江広治)をも 参照されたい。 新しい所有者に引継がれる
- $\widehat{34}$ この種の信仰はきわめて多く、従ってやむを得ず木を伐るときには、いったん他の木に荒神をまつりかえたり、神から木を貰 十一月、二〇頁、および和歌森太郎、 いうけなければならぬ、とされるところもある(岡 義重「八束郡諸方荒神聞書」(山陰民俗学会「山陰民俗」4) 昭和二九年 前掲書、一九九頁参照。)。
- 35 うことを排除するものではない。 ただしこの類型は、神社とその機能. ---たとえば祭りの意味や内容---から見た場合には、 同一神社についても妥当するとい
- (36) 明治八年七月廿九日島根県達甲三〇七号。
- 37 たとえば明治十三年に狭長神社では、社殿修理のため十月十九・二十日の例祭が執行できず、日延べをしたが、それを願出た のが十月二一日であったため、注意処分を受けている(神社祭日神賑届)
- (39) 神社祭日神賑届、明治十四年十一月一日。(38) 明治六年教部省達第二六号。
- (40) 明治九年九月一一日県達甲二六三号。
- (41) 神社祭日神賑届、明治十六年十月十三日。
- (42) 願何書指令絡(波多村役場)、神社祭日神賑届、諸願伺届留。
- (43) 社寺部雑款(波多村)自明治二二年至二四年
- (44) 勅令第二二号。
- (45) 庶第九〇五号。
- (46) 森岡B、四頁。
- 明治二八年一月二八日、八重山神社付属箭島講社規則増加願副申書による。また元禄十二年己卯九月の遷宮記録に「当村一本 立之社ニ御座候」とある。

- $\widehat{48}$ 同講社規約、 前出副申書。
- 49 社寺部雜款 (波多村) 自明治二五年至二四年。
- 51 社寺部雑款(波多村)自明治二五年至二九年。
- 「掛合村誌」、一四四―一四五頁。

 $\widehat{52}$

波多神社忠愛講社規約。

 $\widehat{50}$

 $\widehat{54}$ 53

社寺部例規、波多村役場。

神職の俸給額については、既に七月二七日付飯石郡一第三号で次のように訓示されている。

ニ足ルヘキ程度ニ於テ給与スルノ必要ヲ認メ候条左ノ標準ニ依り協定セシメラルヘシ 郷社以下神社ノ神職俸給額ハ地方ノ状況ニ依リ一定シ能ハサルヘキモ神職ヲシテ体面ヲ維持シ誠心誠意神明ニ奉仕セシムル

56 森岡B、五七—五九頁。

一、兼務社司社掌ニハ前項金額ノ十分ノーマデ減額スルコトヲ得(社寺部例規、波多村役場) 一社司ハ年俸金百弐拾円社掌ハ年俸金百円

- 58 57 内務省令第一九号。なお大正三年には金額が増額されるとともに、祈年祭および新嘗祭にも供進されることになった(内務省 社寺例規、波多村役場。 令第二四号)。
- 60 59 大正九年九月六日波多村青年団長桐原作右衛門より波多村長宛の申出書。 郷村社例式、明治四十年 (同四五年改正)。
- 62 61 社寺部雜款(波多村)自大正六年至十年。 島根県内務部長通牒、大正九年十一月十九日、学第三八三〇号。
- $\widehat{64}$ 63 有泉貞夫「明治国家と民衆統合」(『岩波講座日本歴史』17、近代4) 岩波書店、昭和五一年十二月、二二二頁以下。 神社祭日神賑届。
- $\widehat{65}$ 「松笠村事蹟
- 部落有林野の統合と神社合祀との関連については森岡清美氏がつとに指摘している(森岡A、九-一〇頁)。 明治期における神社の廃合の経過と影響

- (67) 社寺部例規、波多村役場。
- (8) 神社祭日神賑届。
- (6) 同右史料。なお天満宮はその後、移転を取消して狭長神社への合祀に切換えた。
- (70) 以上は現地での聴取調査による。
- (7) 社寺部雑款(波多村)自明治四五年至大正五年。(7) 地鎮祭願、大正七年六月三十日(社寺部雑欵(波多村)自大正六年至十年)。
- (73) 現地での聴取調査による。
- (4) 祭日変更願(庶務部社寺綴、松笠村役場
- (75) 現地での聴取調査による。

76

なされたものか(神社祭日神賑届)。

『掛合村誌』、一五八頁および神社祭日神賑届。

明治八年の祭日調では「恵美須社」と称しているので、改称は明治七年六月の合祀が行われた時期からこの祭日調までの間に

(78) 神社祭日神賑届。

77

- (79) 社寺部例規、波多村役場。
- (80) 社寺部雑款(波多村)自明治四十年至四四年。
- 森岡B、一一一頁。
- 庶第五〇八号、大正七年六月十九日 (社寺部例規、波多村役場)。
- 内務省達乙第三十一号府県沖縄県除之(法規分類、一七九頁)。
- 法規分類、一四七頁。

 $\widehat{84}$ $\widehat{83}$ $\widehat{82}$ $\widehat{81}$

- (85) 同書、一九〇頁。
- (86) 同書、一五二頁。
- (87) 森岡B、1〇三-1〇五頁。
- (88) 「神社施設ニ関スル参考資料」、一一八頁。
- (8) 同資料、一〇頁。
- 3) 同資料、九一一〇頁。

- 91
- 92
- 社寺部雜款(波多村)自明治四五年至大正五年。「神社祭祀令並祭式」、二—三頁。 同史料。

=							_			"	_	_		_		_	_	,,		_	,,		+,		L		<u> </u>	,.		_
			二七											六									九		<u> </u>		六			頁
			10																						3		12			行
波多野神社	努力にのみ倍される	社屋に対する	道徳慈善ノ道験諭シ	別格	御社狭長神社	内容に開して	別格	嗽止め	崇り 神	天王ト称ス所	岡田敬吉氏近く	無檀無住ノ堂庵	別格社以外	天 準 宮	火 宋 社	板垣宇三郎	別格	寺院ノ創立創立再興	体裁に開する	其已下ハ御社ニ	允当ニ全ルノ分	禁 来 候	別格		臣	格	別格と合祀	社禁日	令	誤
多神社	力にの	会に対	道徳慈善ノ道ヲ諭シ	杦	社狭長	容に関っ	格			工	ш	墙	枚			扫		陰	##	\Box	علد				長	格	と合	衦	令	Œ
			"	四七	四六	四五	"	"	四四四	四二	四一			"	四〇	三九	三七	三六	"	三五	"	三四	"	"	===	"	Ξ	Ξ	三〇	頁
			22	5	9	9	10	8	5	4	14			14	7	8	4	3	15	13	"	5	3	"	1	7	3	11	16	行
			種々容莊覧物	属すを吉田村	最前成績ニ照シ	不変性の確拠	「神社ハ大祭	「国家の宗祀」	観念を浮からしむ	小祠ト雖験式内	明細帳取調方心得」		ルモ等シキ	氏子トシテ神社費ヲ負!	右様の弊ナク	神社復旧ノ望み	波多野大字入問	天神社と狭長神社	議論が出な	であった、詳しい	能ハサルモの及	神社ノ尊厳を	郡役書に	七ケ年間ニ基本財産ヲ作	御社狭長神社	御社の場合	ことがわかるである	維持費本金	促進社	誤
														担ス										ル				_		

The Processes and the Influences of the Consolidation of the Shinto Shrines in the Meiji Era

Toshimaro HANAZONO

After the Imperial Restoration, the government undertook the reformation of Shintoism or the transformation of the traditional worship of the Shinto shrines as a part of the modernization of the political and social systems of this country. Especially the consolidation and the abolition of the shrines had the direct and profound influences on the people's religious life. This paper aims to trace the processes of the carrying out of that policy and to analyse its influences, focusing on a mountain village, named Kakeya-cho in Shimane Prefecture. The following reasons allowed me to select this place: (1) a good many of the data, above all the official documents of the consolidation could be gained, (2) the consolidation had a considerable impact on the religious life, (3) the various responses to that policy were found, (4) it is expected to be analysed something "typical."

There were two peaks of the consolidation. The one was in the early years and the other was in the last years of the Meiji era.

(1) Early in that era, as a rule, the small shrines having no worshipper and no cult were prescribed to be ershrined to the nearest shrine which was qualified as Gosha (a city- or district-shrine) or Sonsha (a village-shrine). But, in fact, many small shrines, though they had worshippers and cult, were consolidated. These shrines were labelled as "unorthodox" and removed as unsuitable objects for the national cult.

But of these shrines some were resurrected soon officially or unoficially, where such gods had been enshrined that were believed to cause illness or future troubles, called Ten-no-san and $K\bar{o}zin$.

(2) At the close of the Meiji era, after the Russo-Japanese war, one of the urgent necessities of this country was the establishment of the national unity —, of course, from the standpoint of men of power. So it seemed to be indispensable to do away with the traditional "sectionalism" or insularism which had separated communities and isolated each community. And the shrine of each community was taken as a symbol of the unity of the community or a idol of the sectionalism. Thus, the consolidation of the shrines began again under the slogan "one shrine a village". In 1906–1910 the number of the shrines of Kakeya-cho had decreased from 23 to only 9. From 1874 to 1910, 87% of the shrines were abolished. Many people were depressed. Some founded secretly a new shrine and held a cult, some established the memorial day of the ershrining, and some cursed the

prompter of the consolidation and believed his sudden death as the punishment of god who was enshrined.

As the result of this policy, the idea of gods had also changed. The local gods who brings a good harvest and cures diseases becomes now the national god who guards the country and brings warriors good luck in war. And the rituals were standardized and authorized by the attendance of the chief of the local administration.

Since 1945, several shrines revived and their gods came back. Several gods have been newly enshrined. The persistence of the belief and the acceptance of new gods coexist. The study of such a complex situation exceeds the scope of the present task.

The Application of the Theory of Pramana in the Samkhya school

Honshu NAKAI

No matter what Iśvarakṛṣṇa, the author of the Sāmkhyakārikā, has intended, among the commentators on the Sāmkhyakārikā, it is only the author of the Yuktidīpikā that has applied the theory of pramāṇa, on its structure, to the epistemology as a cognitive process.

The author of the Yuktiđā pikā applies the concept of pramāṇa (pratyakṣa) to the function of buddhi, and the concept of pramāṇaphala to the theory of bhoga for Puruṣa. The former is an unconscious (acetana) process, but the latter is a conscious (cetana).

Though Vācaspatimiśra, in his *Tattvakaumudī*, adopts the same as the one of the *Yuktidīpikā*, he fails for application of the concept of pramāṇa to the function of buddhi, and thinks that the concept of pramāṇaphala and the theory of bhoga for Puruṣa have the different roles, namely, a perceptive cognition and an experience of pleasure and sufferings (sukhaduḥkhānubhava) respectively.

Then, how does pramāṇaphala take place?

Avalokitavrata, in his *Prajñāpradīpatīkā*, a commentary on the *Prajñāpradīpa-mūlamadhyamakavrtti* of Bhāvaviveka, presents a Sāṃkhya theory that consciousness (cetanā) in potentiality is transformed into consciousness in manifestation on the case of a perceptive cognition.

On explaining pramāṇaphala, Vācaspatimiśra and Vijñānabhikṣu make use of the reflection-theories. Vācaspatimiśra, in his Tattvavaiśāradī, a commentary on the Yogabhāṣya, perhaps in his Tattvakaumudī, too, asserts that pramāṇaphala takes place in consciousness reflected in buddhi. On the other hand, Vijñānabhikṣu explains in his Yogavārttika, a commentary on the Yogabhāṣya, as follows. The function of buddhi